

三春町告示第14号

平成29年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月20日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成29年3月2日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成29年3月2日三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 1号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第 2号 三春町児童館条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 3号 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料を廃止する条例の制定について
- 議案第 4号 三春町地域子育て支援センター設置条例の制定について
- 議案第 5号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第17号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第18号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第19号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第20号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第21号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第5号）について
- 議案第23号 平成29年度三春町一般会計予算について
- 議案第24号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第25号 平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第26号 平成29年度三春町介護保険特別会計予算について

- 議案第27号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計予算について
議案第28号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
議案第29号 平成29年度三春町病院事業会計予算について
議案第30号 平成29年度三春町水道事業会計予算について
議案第31号 平成29年度三春町下水道事業等会計予算について
議案第32号 平成29年度三春町宅地造成事業会計予算について
議案第33号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成29年3月2日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 影山 初吉
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 佐藤 弘
16番 陰山 丈夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	佐久間 幸久	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	増子 伸一	保健福祉課長	佐久間 孝夫
産業課長	新野 徳秋	建設課長	伊藤 朗
会計管理者兼 会計室長	遠藤 弘子	企業局長	滝波 広寿

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	影山 敏夫
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	大津 茂
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年3月2日（木曜日） 午前9時59分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議員提出議案の趣旨説明
- 第7 議案の質疑

第8 議案の委員会付託

第9 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

……………・開会宣言……………

○議長 皆さんおはようございます。ただいまより、平成29年三春町議会3月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

……………・会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番佐久間正俊君、11番小林鶴夫君のご兩名を指名いたします。

……………・会期の決定……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月15日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月15日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知しました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………・諸般の報告……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成28年度、第9回、10回、11回の例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

……………・議案の提出……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第1号「町道路線の認定及び変更について」から、議案第33号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」までの33議案であります。

……………・町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 3月定例会の開会にあたり、予算案の概要並びに主な施策について説明いたします。

平成23年3月11日の東日本大震災から、間もなく6年が過ぎようとしております。

この間、町は、原発事故による除染対策を最優先に取り組んで参りました。関係各位のご理解とご尽力により、町内全地区の住宅地及び道路の除染を終了することができました。仮置場につきましては、除染廃棄物がすべて搬出されるまで、適切に維持、管理して参りますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

さて、平成29年度は、「第7次三春町長期計画」の前期基本計画及び「三春町まち・ひと・

しごと創生総合戦略」の5年間の計画期間の中間の年となります。

計画に掲げた目標値を検証するなど、三春町が目指す将来像「豊かな自然・歴史・文化に生まれ 未来に輝く元気なまち 三春」を実現するため、力強く推進できる年にして参りたいと考えております。

三春町に住む私たちが普段見過ごしていることでも、外から見てみると、そこには素晴らしい自然や歴史、それらに培われた文化が息づいている、と言われます。このことを認識し、さらに魅力的な資源に磨き上げることが、将来像の実現、そして、「住み続けたい」「住んでみたい」まちの実現につながるものと信じております。また、平成29年度は、岩手県一関市、アメリカライスレイク市との姉妹都市締結30周年の節目となる年でもあります。更なる交流の始まりの年にしたいと考えております。

次に、平成29年度当初予算案の概要について申し上げます。

歳入では、根幹となる町税を含む自主財源は、確たる好転が見込めず、依然として地方交付税や国・県の支出金などに依存する割合が高い状況下にあります。

このような中で、町民が安心して生活していくために必要な社会保障関連、子ども・子育て支援、人口減少・地域経済縮小の克服を目指す施策などに財源を優先的・重点的に配分し、編成したところであります。

一般会計当初予算の総額は、68億5,594万円で、前年度と比較して4億6,214万円、率にして6.3%の減額となりました。

放射性物質対策特別会計では、6億7,039万円を計上いたしました。昨年度と比較して6億5,962万円、率にして49.6%の減となりました。

その他4特別会計が、40億6,331万円、4企業会計では、20億8,580万円を計上し、これらを含めた平成29年度の予算総額は、136億7,544万円であります。

予算の執行に際しましては、町民や議会、各種団体等からの声を十分に聴きながら、現場主義を徹底し、課の枠組みにとらわれることなく、組織横断的な連携を図って参ります。

次に、新年度の重点施策について、第7次三春町長期計画に掲げた6つの基本目標に沿って説明いたします。

目標1 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりでは、放射線管理及び健康管理の実施、風評被害払拭の取り組みとして、ベクレル調べるセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、小中学生のホールボディカウンターによる測定、線量計の貸与などを続けて参ります。

また、農業用ため池放射性物質対策、ふくしま森林再生事業、農業系汚染廃棄物対策など、農業に関する放射性物質対策事業を実施するとともに、風評被害払拭のため、町内産の農産物のPR活動も継続して行います。

各地区の仮置場での除染廃棄物の適切な維持管理、放射線量の事後モニタリング調査も継続して実施いたします。

地域防災力の強化のため、消防小型ポンプの更新、老朽化した防火水槽の解体・新設、防災ハザードマップの更新などを行うとともに、交通安全対策として危険個所へのカーブミラー設置、区画線の整備工事などを行い、防犯灯についてもLED防犯灯の新設などの工事を行います。

目標2の住みよい美しい環境で暮らせるまちづくりでは、道路の維持管理のため、幹線道路網の舗装補修や改良事業、町道維持工事を継続し、住環境の整備では、側溝改修や生活道路整備事業助成補助金事業も継続して実施いたします。

老朽化した橋梁等の補修・修繕については、新たに、三春西大橋などの橋梁補修事業を実施するほか、町道に架かる橋梁の点検事業を継続いたします。

公共交通網の充実を図るため、引き続き、町営バスの利便性向上に努め、4月からは環境創造センターを經由し、三春の里、三春駅に至る路線を追加いたします。省エネルギーの取組みについては、住宅用太陽光パネル、蓄電池設置者への補助事業を継続いたします。

住環境の向上、空き地空き家対策では、老朽化した町営住宅の改修を実施するほか、木造住宅の耐震診断結果による改修費用の補助や、空き家改修・空き家除却への補助も継続して参ります。

目標3の豊かな心と文化を育むまちづくりでは、子育て支援施策の充実を図るため、特定不妊治療への助成事業や妊婦の健康診査、医療費の助成事業などを実施して参ります。私立幼稚園や認定こども園、小規模保育所への子ども・子育て支援給付事業についても継続して実施いたします。多子世帯の支援については、養育支援助成、保育料の負担軽減事業を継続いたします。

新規事業として、産後の母子のケアや育児相談、育児や家事の負担軽減などのために、産後ケア事業、産後ヘルパー派遣事業を実施いたします。

また、地域子育て支援センターを中央児童館に設置し、第2保育所の定員を増員いたします。

確かな学力・生きる力の育成を図るため、英語・漢字検定費を補助するなど、基礎学力向上や特色ある学校づくりを図って参ります。共に学び、共に生きる教育の推進については、特別支援学級やスクールカウンセラー派遣事業、子どもの家庭環境問題に対応するスクールソーシャルワーカー派遣事業などを継続して実施いたします。

老朽化した幼稚園・保育所、小中学校の施設については、設備の更新や施設の修繕を行い安全・安心な環境を整えて参ります。

生涯学習・文化環境の充実・スポーツの振興については、スポーツ団体活動交付金や交流館自主事業を継続するほか、町指定文化財の修繕について補助して参ります。

目標4の誰もが健やかに暮らせるまちづくりでは、町民の健康増進及び地域医療の充実を図るため、健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療、さらには生活習慣の改善を促進するための住民健診を実施するとともに、法定ワクチン接種による疾病予防を推進するほか、医師会・町立三春病院などと連携して感染症対策や健診事業を展開して参ります。

また、休日・夜間の救急体制確保のため、田村地方在宅当番医制度や駅前健康サロン運営事業についても継続いたします。

高齢者福祉の充実については、通所型介護予防事業の「にこにこ元気塾」などを通じて健康寿命の延伸に努めるとともに、介護保険事業の健全な運営に努めて参ります。

また、福祉施設の管理・修繕などの維持管理についても継続して実施いたします。

障がい者福祉の充実については、「三春町障がい者福祉計画」に基づき、障がい者給付・自立支援給付事業などをはじめ、障がい福祉サービスのさらなる充実に努めるとともに、社会福祉協議会へ委託している基幹相談支援センターを中心に障がい者の相談支援体制を推進して参ります。

目標5の産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくりでは、農業担い手の育成、農業・農村の持続発展のため、新規の農業従事者への給付金や補助金、中山間地域等直接支払推進事業、多面的機能支払推進事業などにより、農村環境の保全を図りながら、畜産振興や6次産業化の推進にも積極的に取り組んで参ります。商業の活性化、工業の振興、働く場の確保に

については、企業誘致や雇用促進を奨励するため、中小企業への融資、企業立地や雇用促進への奨励金制度などを継続して実施いたします。

通年型観光の推進、魅力発信の強化のため、引き続き滝桜観光対策、春・秋の各種まつりなどの観光振興事業を力強く推進、支援するとともに、まちづくり公社や福島ガイナックス、環境創造センターなどと連携し、積極的に事業を展開して参ります。

定住人口の増加を図る施策の推進については、賃貸住宅建設促進事業奨励金、空き家改修などの補助金、住宅団地造成奨励金を継続し、新たに町内の新築住宅取得の支援として定住促進住宅取得奨励金、宅地造成地の調査を行う宅地造成地調査事業を実施いたします。

目標6の 協働と町民参画による自立したまちづくりでは、コミュニティ活動・ボランティア活動への支援として、各地区まちづくり協会への交付金事業などを継続いたします。

行財政経営の適正化・効率化の推進のため、公会計制度の運用とともに、保有する公共施設を効果的・効率的に活用するために、公共施設等総合管理計画に基づいた取組みも継続して行います。

役場庁舎については、1年間にわたり議会と協議を重ねて参りました「役場庁舎及び関連施設整備基本構想」を踏まえ、設計業務に取り組んで参ります。

最後に、定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

「町道路線の認定及び変更について」の議案が1件、「三春町児童館条例を廃止する条例の制定について」など条例に関する議案が13件、「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の議案、予算関係議案は「平成28年度三春町一般会計補正予算」、「平成29年度三春町一般会計予算」など16件で、あわせて32議案となっております。

これらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重にご審議のうえ、全議案議決を賜りますようお願い申し上げます、新年度の所信と議案の概要説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

…………… 議員提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第6により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

影山議会運営委員長。

○議会運営委員長 議案第33号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

三春町議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 影山 初吉

提案の趣旨は、三春町行政組織条例が改正され、平成29年4月1日より子育て支援課が新設されることに伴い、関係する常任委員会の所管事項を改めるため本条例の一部を改正するものであります。

なお、三春町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、別紙のとおりでありますので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願い申し上げます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第7により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第1号から、議案第33号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第1号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第2号「三春町児童館条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号「三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号「三春町地域子育て支援センター設置条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「平成29年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「平成29年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「平成29年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「平成29年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「平成29年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号「平成29年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第1号から議案第33号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう、お願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました陳情事件文書表のとおり、陳情第1号及び第3号は各常任委員会に付託し、陳情第2号は会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略し全体会審査といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、陳情第1号及び第3号は各常任委員会に付託し、陳情第2号は委員会付託を省略し全体会審査とすることに決定いたしました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時32分)

平成29年3月3日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘
16番 陰 山 丈 夫		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	佐久間 幸 久	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	増 子 伸 一	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	滝 波 広 寿

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	影 山 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年3月3日（金曜日） 午前10時00分開会

第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。

開会に当たり、議長より傍聴者の皆様へ申し上げます。本日は傍聴にお出かけをいただきまして、誠にありがとうございます。

三春町議会では、開かれた議会の一環として、昨年より、6月と9月の定例会については土曜日の一般質問を実施し、さらに昨年6月の定例会より、本会議の録画映像を町ホームページにおいて配信しております。インターネットに接続をしているパソコンから録画した本会議の様子をご覧ください。そちらのほうもご利用いただければと思っております。よろしく願いいたします。

本日は10名の議員が登壇し、一般質問を行います。どうか時間の許す限り傍聴くださいますようお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

..... 一 般 質 問

○議長 それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう事前通告制をとっております。

また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 15番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(佐藤弘君) さきに通告してあります2点について質問いたします。

初めに、三春町の学校におけるいじめなどについてであります。

第1に、学校におけるいじめの実態把握について、教育委員会として取り組まれていることがあればお聞かせ願います。

2つ目に、登校拒否等の児童生徒の実態についてお聞かせ願います。

3つ目に、子どもの貧困について、現在、把握ができているのか、その対処方法はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 お答え申し上げます。

第1点目についてお答えします。各学校においては、学期に1回または2回のいじめ調査を児童生徒に行っております。また、児童生徒の日常の様子を観察し、気になる児童生徒の情報を全職員で共有し、いじめの早期発見、早期対応に努めております。教育委員会では、校長会を通して、いじめ調査の報告の徹底と早期の対応を指導しております。

2点目についてお答えいたします。三春町内の小中学校での不登校児童生徒数は数名です。その理由は、複雑な要因があるもので、いじめが原因によるものではありません。対策としては、学校、教育委員会がスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、家庭訪問を行って学校との関係を途絶えないようにし、改善が図られるようにしております。

3点目についてですが、現在、全国で6人に1人の子供たちが貧困であると言われております。三春町では、福島県の子どもの貧困に関する調査を受けて、現在調査を行って把握をしているところでございます。教育委員会では、生活が困難な家庭への就学援助費を支給し、

学校生活が安定して過ごせるよう対処しているところでございます。今年度は、小学生91名、中学生72名を対象に支給しております。今後も、この制度をしっかりと活用しながら支援を進めて参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 1番目の問題でありますけれども、ただいまの答弁ですと、把握をしていると、やるだけのことはやっていると、こういうことだと思っておりますけれども、実際に、いじめは今のところないのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

2番目の登校拒否等の問題でありますけれども、答弁の中身で言われている内容については理解をするところでありますけれども、実際、教育委員会として、各学校、スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーなど行った中で、不登校の児童生徒が通うようになったとか、そういうことがあるのかどうなのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

子どもの貧困の問題なんですけれども、非常に難しい問題だと思うんです。答弁の中身であれば、実際、貧困家庭であれば、そういうことが伺われるということであるんだと思うんです。今、一番、そういう意味ではわからない子どもの貧困といいますか、要するに家は裕福なんですけれども、子どもが全く、そういう意味では、子どもに金を与えないというのか、子どもが貧困だと、こういうような表現、いろんな表現をされていますけれども、特に、家庭が別に生活困難してないんだけど、子どもがそういう状況にあるとか、よくある話は、給食費を払える状態でも払わないとか、今、全国的に子ども食堂などというものも話になっていますけれども、そういう内容の把握までなされておるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 第1点目のいじめの有無については、ないというふうに考えております。

第2点目、通学できるようになった例ということですが、私自身はあります。ただ、件数については、今のところ把握しておりませんが、私自身としては、不登校になった子どもさんを帰したという経験はあります。

第3点目です。子どもの貧困についての給食費等支払いが滞っていることの把握について、これは、各学校で把握していることだというふうに思っております。以上です。

失礼しました。第3点目についてですが、給食費、払える状況なのに払えていないということについての詳しい状況については、まだ把握しておりません。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 私の質問の仕方が悪かったのかなと思うんですけれども、貧困の実態について、現在、調査を行っている、ということなんですね。

その調査の内容なんですけれども、生活保護をもらっているとかというのは明らかにわかるんですよ。問題なのは、生活保護を受けてない、ある意味では、先ほどちょっと言いましたけれども、給食費を払えるような家庭環境であるにして払わないと、こういうのがあるやにも聞いていますし、そういう意味で、子どもにしわ寄せが行っている家庭の把握なんて

というのはどのようにされるのかということなんです。

だから、一般的に貧困の調査というのも非常に私は難しいものを抱えていると、したがって、生活保護を受けてないところでの子どもの貧困の把握の調査というのはどういうやり方があるのか、やっぱり問題はそこだと思うんです。

だから、そこをきちっとやらないと、一般的に、生活保護を受けているからここの子どもは貧困だと、じゃ援助をしよう、それで終わりということでは全く子どもの貧困の捉え方が違うんじゃないかと思imasuので、その辺の町としての考え方についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、2点目の点なんですけれども、非常にこれも難しい話だと思うんです。先ほど不登校の子どもに対していろんな取組みをして、中には通うようになった子どももいると、こういうことなんですけれども、かなり率的には少ないのかなと思うんです。

そういう意味で、それぞれの対応の仕方というのは千差万別のごとく違うと思うんで、いろんなやり方を駆使しながら話を進めていると思うんですけれども、やはり一人でも元に戻るといふか、登校するように努力をしていただきたいと思imasuけれども、それらの総括というのが、1年間、ある意味では、家庭へ行って子どもといろんな話をしても全然だめだといふ場合に、教育委員会の中で、担当者も含めて、きちっとした総括をして、こういうことをやってみたらといふことで、カウンセラー担当に任せきりでないことはされていると思うんですけれども、その辺についてお尋ねをしたいと思imasu。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 1点目の調査のほうなんですけど、先ほど、町では県からの調査を始めたところというふうに答弁をしたんですけど、その調査内容なんですけど、県全体で調査を行っております。

これは、貧困世帯等に対してアンケート調査を実施しているもので、調査対象は、先ほどおっしゃられたように、生活保護世帯、さらには児童扶養世帯、18歳未満の子供のいる世帯、準要保護教育世帯というふうに、3,000ほどの世帯を抜き打って、現在それをまとめているところです。

これを福島大がまとめまして、県としては、今年の3月中に、貧困の実態及び地域の支援ニーズを踏まえて支援の実施体制についてまとめるといふことで、現在取り組んでおりますので、その辺で、県のほうと連携しながら三春町の貧困対策も体制ができるのかなといふふうに思っております。

さらに、先ほどの不登校の取組みで、町としてスクールソーシャルワーカーとかに任せきりじゃないかといふことなんですけど、スクールソーシャルワーカーは、週3回は家庭訪問とかしております、毎週。それで、終わると教育委員会のほうに来まして、必ず報告書を指導主事のほうに上げまして、そこでいろんな復帰傾向にあるのかどうか、どういう傾向なのかといふ打ち合わせはしております。

当然、任せきりではないといふことでご理解いただきたいと思imasu。情報は共有しております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 不登校の件、別に私は任せきりなどと、こういうようなことを言っ

たつもりはないので、ただ、きちっとした総括をして、教育委員会としてそれなりの対応について指導をしているのかということをお尋ねしただけで、指導しているということであればよろしい。

貧困の問題なんですけれども、要するに調査をしていると、県で、新聞なんか見ても、全県的に調査をすると、こういうようなこと。

問題なのは、先ほど言った一般的な家庭で子どもの貧困が起きている問題についての調査、同じく調査、子ども、それと保護者にとり、世帯にとり、世帯にアンケートをやっても別に問題ありませんよという回答をされれば、はい、そうですかというふうになるのか。

もう一つは、子ども自身がどういう状態にあるのかという把握も二重にしていけないと、親はないということはないんだといっても、実際子どもはそうでないという。

したがって、その辺の調査もされているのか、県がそうでなければ、町独自として、児童生徒に対してもアンケート的なものをつくって調査する。してなければ、する考えがあるのかだけお尋ねをしたいと思います。

○議長 影山教育課長。

○教育課長 普通の家庭の調査というものはしてはおりません。

ただ、学校のほうで先生が見て、ちょっと何かおかしいなとか、ちょっとあれだなというときには、すぐ民生委員とか、そういう者を通して就学援助費の支給に結びつけているものはあります。以上です。

そういうものの制度化的なものは、学校ともちょっと相談してみたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 三春町の学校教育等についてお尋ねをいたします。

第1に、三春中学校の部活について、1年生・2年生・3年生での部員数の変化はどのようになっているのか。部によってかなりの違いがあると思いますが、減少することは考えられます。その要因についてお聞かせ願います。

また、部活の保護者の送り迎えが当たり前になっているようですが、このことについてどのように受けとめているのか、お尋ねいたします。

第2に、原発事故における放射能汚染、学校における児童生徒に対する教育内容はいかなるものなのか、原発事故の恐ろしさ、放射能の危険性、二度とあってはならないことをしっかりと教えているのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 お答え申し上げます。

第1点目についてですが、三春中学校の部活動の部員数は、3年生が1年生時に107名、2年生時に108名、3年生時に107名となっています。2年生が1年生時117名、2年生時116名。それから、1年生は121名です。途中で退部、部の変更はほとんどありません。

部活動ごとの部員数の変化は、過去3年間で、18部中、男女のバスケットボール部で減少が見られますが、他の部は大きな変化はありません。減少の原因は、当時は人気種目であ

り、入部数が多かったためと思われます。

また、部活の送迎につきましては、自転車、徒歩通学の生徒の多くが保護者の送迎になっている実態については把握しております。なお、全ての部活動は、スクールバスの時刻に合わせて終わるようにしております。

2点目についてお答えします。三春町の小中学校では全ての学年で年間2時間から6時間の放射線に関する授業を行っております。県で作成した放射線に関する指導資料等を活用し、学年の発達段階に応じて、「放射線とは何か」、「放射線の影響」、「放射線から身を守るために」などの学習を行っております。

また、三春中学校は、県の放射線教育推進支援事業実践協力校に指定され、1年生が年間12時間の授業を行い、生徒一人一人が課題を見つけ、調べたことを発表する学習を行っております。

しかし、事故から6年が経過し、原発事故の恐ろしさや放射能の危険性等については風化しているところがあると思われまますので、今後も放射線教育にしっかり取り組んで参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) まず第1点目についてでありますけれども、部員数がほとんど変わらないと、これは、大変なことだと思うんです。大変なことというのは、大変いいことだと思うんです。

ここで言われている減少が見られた部分があると、こういうことですが、最終的には、その部に1年生のとき入って、辞めると抜けるとしても違う部に入っていると、こういう中身なのかなと受け取ったんですけれども、そうでないと、数字的に、ほとんど最初に入った部からずっと動かないと、こういうことなのか、ちょっと確認をさせていただきたいなと思ったんです。

それから、部活に合わせてスクールバスを用意していると、こういうことで、当然スクールバスに合わせての部活の活動がということなんで、実際は、我々一般的に見ますと、運動部で、特に試合なんか近づけば、より以上の練習をするというのが普通の考えになるんですけれども、そこは割り切って、スクールバスに合わせてきちっと止めているというか、終わらせているということなのか。

あとは、土、日曜日の部活についてどういうふうになっているのか、スクールバスに合わせてということなのか、スクールバスがなければ部活はやらないと、こういうことなのか、その点についてお聞きをいたします。

次に、2番目の点でありますけれども、県で作成した資料でやっていると、放射線とは何か、放射線の影響、放射線から身を守るためと、こういうことの中身でやられているということでもありますけれども、実際、放射線の恐ろしさというか、福島の場合は、特に、もう二度と元に戻らない。除染で元に戻るなどと、ある意味では、一定程度の放射線は地球上に存在するから、別に扱い方一つで安全なんですよという、ある意味では、原発の安全神話を物語るような内容にはなっていないのか。

私は、やっぱり問題なのは、今回の福島原発事故は元に戻すなどということはない。それは、皆さんが知っているとおり、もう7年にもなる、でも帰れない、帰るとしても親子ばらばらで帰らなきゃない。若い人らは、子どもを教育してその場に残るとい、こういうの

が見えてきたんです。

震災・原発も、1年くらいは全ての人が帰ると、ところが、今や帰れない、残ると。そういう中で、そういう問題がいいなどということは絶対ないんです。危険だから、危ないから逃げたわけです。

したがって、恐ろしいんだと、原発は大変なんだと、こういう教育がされるべきだと私は思うんですけども、そういう表現はどこにも私はないんじゃないかと思うんです。あるんでしょうか。あったらひとつ教えていただきたい。

ただ、答弁の中に、今後の問題としていろんな課題をきちっとしていくというような中身でもあると思いますので、できれば三春から県に対しても物を言いながら、きちっとした原発事故の恐ろしさを含めて教えていく、教育していくということにしていきたいと思うんですけれども、その辺について再度お尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 お答えします。部活についてのスクールバスなんですが、土曜日にもスクールバスは出ております。

それから、日曜日は、部活は原則としてやらないというようなことにしてあります。

2点目の放射線の恐ろしさについてですが、この恐ろしさについてももちろん指導はしてあります。

そこで、最後にも言いましたけれども、危険性等について風化しているのではないかとというふうなこともあるというようなことなので、その面についても当然伝えてあるというか、指導に入っております。

以上です。

○議長 影山教育課長。

○教育課長 部員の数の変化なんですが、1点目だったと思うんですが、各部ごとにばらつきはあるんですが、やめて違う部に入ったりとか、そういう流れで、18部の中でトータル的には変わってないということでありまして。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 部活の件については、わかりました。

ただ、日曜日はないと、こういうことなんで、日曜日は、部活は、答弁としては基本的にはしてないという答弁なのかなと思うんですけども、問題なのは子どもたちはやっぱり、やりたいというのは当然あると思うんです。

ただ、問題なのは、保護者の送迎含めて、私は、それなりに大変よくやっていると思うんです、親も含めて。ただ、保護者が送迎できない家庭、要するに、じいちゃん、ばあちゃんでもいて送迎ができるのであればいいけれども、送迎ができない、誰もいない。そういう生徒については、再編して、距離的にもかなり遠いところからという、スクールバスで来ているという問題、それがどうなのかなというのが今考えられる。

そういうようなことも含めての学校としての総括といいますか、あり方というのか、一人でも部活に参加をさせていく。簡単に、スクールバスがないんだからその日は完全に部活なんかやってならないよという、教育委員会が指導するなんていうことは、私は、それはあってはならない話だと思うんです。

規則だからそうだとか、決めたからそうだとかじゃなくて、実際、子どもらがやる、先生もしょうがないから出てくるという中で、一生懸命やっているとあれば、その援助をどうするのかという立場で、実際そういうことがあれば考えていただきたいなど、その辺についてどうなのか、お尋ねをします。

それから、放射能の問題の中で、きちっと教えるようになっていっていると、こういうことで答弁をされました。私は、なっていないんじゃないかなと思っていますので、この件については、別途、実際の授業の中身、ある意味では指導書の中身についてきちっとされているのかどうかについて、なお調査をして、そうでなければ、再度一般質問で行っていききたいと思います。

実際のところ、全般的に環境創造センターのコミュタン福島で行われている内容についても、私も行って、案内をしてもらっていろいろ説明を受けておりますけれども、その部分がやっぱりない。ないというか、除染をすれば、ある意味では安全なんだよ、一般的に地球には放射能というものはあるんだよ、というような流し終わっている感が大分強いと、こういう印象を受けているもんですから。あると、先ほどの答弁でしたので、きょうは、あるんだろうと、そういうふうに思っていきたいと思っておりますけれども、今後の問題として、そこにやはり力を入れて三春の教育についてはやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 議員のお質しについて受け取りながら、今後も、放射線教育しっかりやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

部活についてですが、日曜については原則やらないというようなことで、というのは、1週間ずっとやりっ放しというのは子どもたちについてもかなり負担がかかるというそういう思いもあるところです。

それから、今後、学校とも協議をしながら、子どもたちの状況等も考えながら進めて参りたいというふうに思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 12番橋本善次君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○12番(橋本善次君) 議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました件につき、高橋教育長に質問いたします。

昨年11月1日付で教育長就任、誠におめでとうございます。三春町の教育の充実、教育行政の進展に大きな期待を寄せながら、次の5項目について質問いたします。

1つ、教育長就任に当たっての抱負・所信についてお伺いいたします。

2つ、三春町教育委員会は、前の教育長のもと、昨年3月に町立小学校再編等に係る対応について(素案)をまとめられました。議会では、それを受けて、その素案について議論をし、昨年8月25日付で当時の教育委員長へ意見書を提出いたしました。この素案について、併せて議会の意見書についての教育長の見解をお伺いいたします。

3、県内では教職員の懲戒処分事案が多発しております。平成27年は28件、去年は11月末時点で21件と、福島県教育委員会が公表しております。県教育委員会は、根絶に向

け、本年度末までに懲戒処分の基準の見直しをしているさなか、3月1日には平工業高校の講師が児童買春・ポルノ禁止法違反で逮捕されました。本年に入り、教職員の逮捕者は3人目とのことであります。

教育長は、この現状・背景をどのように捉えておられますか。また、三春町教育委員会では未然防止にどのように対応されてこられたか、お伺いいたします。

4、昨年の福島県議会12月定例会の代表質問に対し、鈴木県教育長は、公立小中学校のトイレ洋式化を進める、また、市町村の事業を支援すると答弁しております。三春町は町立学校のトイレ洋式化をどのように進めてこられましたか。また、県の支援内容についてお伺いいたします。

5、昨年12月、議会の三春町町立学校再編等調査特別委員会として沢石小学校の複式学級を視察して参りました。県教育委員会派遣の講師1名、三春町教育委員会派遣の講師1名が配置され、単式学級と同じような授業風景を見て参りました。

平成29年度は、町立中妻小学校が複式学級となる予定であります。県教育委員会派遣の講師は確保できるのか、また、県教育委員会の講師派遣の基準等についてお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 お答えします。

1点目の三春の教育を進めていくに当たり、全ての児童生徒一人一人の違いを生かせる教育が大事だというふうに考えております。そこで、以下の5つの視点から取り組んでいきたいと考えております。

第1に、多様な個性が肯定され、生かされる教育。これは、全ての子供の個性や特性に即した指導・支援の充実を図るものです。

第2に、地域に根差した開かれた学校づくり。これは、家庭・地域・学校が三位一体となった学校教育の推進や各校の学校運営協議会のさらなる活性化を目指すものです。

第3は、意識高い教育集団。これは、教師が、わかる、できる、そして楽しい授業の構築に向け、研究・工夫を重ねていくものです。

第4は、生涯学習の推進です。これは、心の豊かさ、交流と触れ合い、健康・体力づくり、歴史と文化のまちづくり等、町民の生活文化の向上に向けた取り組みの充実を図るものです。

第5は、学校や町民施設の適正な施設管理に努めていきたいと考えております。

2点目のお質しについてです。お質しの素案については教育委員会において協議・策定したものであり、基本的な構成等については、これをベースにしていきたいと考えております。

また、この素案への議会からのご意見につきましては、貴重なご意見として受けとめており、今後、教育委員会での議論や調整も踏まえて反映できればと考えております。

3点目、県内の教職員による不祥事の多発については、町教育委員会としても重大な案件と受けとめ、脇を締めて不祥事根絶に取り組んでいく覚悟であります。各学校では、毎月、服務倫理委員会を開催し、不祥事について事例研究を行い、当事者意識を持たせるようにしております。また、校長会においても、毎回、服務倫理に関する議題を設け、話し合うとともに、町教育委員会からも指導を行う等、徹底を図っております。

4点目、町では公共施設修繕計画に基づき、23年度から教育施設のトイレ洋式化事業を進め、27年度に事業を完了しました。これにより学校トイレの洋式化率は事業実施前の24%から78%に改善しました。なお、学校と協議し、児童生徒の将来的な適応を考慮し、和式を数基、意図的に残しております。

また、県のトイレ改修に係る支援制度は、現時点では未整備であるため、国の学校施設環境改善交付金制度を用いて三春小学校のトイレの改修工事を実施いたしました。

5点目についてです。中妻小学校の2・3年の複式学級は、県からの複式補正による講師配置が確保できます。県からの複式補正は、複式学級の2つの学年の合計人数が15人または16人のときで、それよりも少ない場合は町雇用の講師を採用しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

橋本善次君。

○12番(橋本善次君) 2点お伺いしたいと思いますが、教職員の不祥事関連であります。教職員の残業時間、拘束時間が非常に長いというデータも出ているようであります。また、表に出ないサービス残業も相当長いのではないかと想像されます。

国では、今、働き方改革を進めております。ちょうど先週の金曜日はプレミアムフライデーでありました。

このたび学習指導要領改定案が示されましたが、教職員はより多忙になるのではないかと想像されます。三春町では、教育長の命で、例えば教職員のリフレッシュのために月1日とか決めてノー残業デーを設けるなどして、それを町内外にアピールすべきではないかと思えますけれども、お伺いをいたします。

もう一点は、県の講師の派遣についてであります。これは、恒久制度なのでありましようか、例えば知事や教育長が変わったら変わる制度なのか、お伺いします。

そして、この後は、平成33年度に中郷小学校が複式化されます。この時点での講師の派遣等についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 今、議員よりお質しのあった残業についてですが、三春町の職員についても、残務量が多くて、それから、残業が決して少ないというわけではないということは認識しております。

対応として、今、議員よりありましたように、ノー残業デーを設定して、週の1日は残業しないで早めに帰るといったようなことを推進しているところです。

そして、また、職員の健康面でも不安なところがあると思いますので、町独自にメンタルヘルスによりストレスチェック等を行って、教員の健康状態を把握しているところでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

複式についての決まりですが、これは、ずっと変わらないできていることでもあります。これからも、この人数の決まりについては変わらないだろうというふうに思われます。

中郷小につきましては、詳しい人数の動向についてももう少し調査してみないとわからないので、ただ、人数について、15、16人についての決まりについては踏襲される分があると思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 13番影山常光君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○13番(影山常光君) 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせ

ていただきます。

まず、第1の質問でございますけれども、役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想の現状と今後の進め方についてお尋ねいたします。

一昨年、平成27年12月24日の議会全員協議会での町と議会の協議において、役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想について新たに検討を進めることとされました。ゼロベースからのスタートとして、平成28年1月末までに体系的な公共施設整備計画の中で、庁舎個別の位置づけから新たな発注仕様を策定し、基本設計の見直しから取り組むこととされました。

そして、28年2月10日には、議会議員全員と町長をはじめとする町担当者が喜多方市・国見町を視察し、町・議会が同じ目線で検証をすることができました。

平成28年当初予算に庁舎基本構想業務が計上され、発注仕様の検討とともに構想策定に係る議員個々の意見や検討内容が議会より提出されました。

28年10月、11月には、基本構想に係る配置ボリューム検討図9案、さらに3案の計12案が提案されました。

そして、12月には、再度、町・議会が石川町・泉崎を視察研修し、さらに踏み込んだ成果がありました。

ことし1月の全員協議会では、各議員一人一人の検討案を集約し、町・議会案として4案に絞り、全町民の皆さんよりパブリックコメントをいただく手順となりました。

先般、2月の全員協議会においては、パブリックコメントの成果を考慮しながら、さらに絞って、町・議会ともに1案をベースにした方向づけがされました。

これらは、一昨年12月からの庁舎及び周辺関連施設の事業推進は町・議会が毎月のように検討・協議を重ね、今まで三春町が経験し、積み上げてきた、きちんとした基本となる計画や構想を住民参加でつくっていくという趣旨に沿った、大変丁寧な手順を踏んだ進め方であったと考えております。

三春町が長年にわたり取り組んできたまちづくりの集大成とも言えるような事業の成果に期待がされております。町民の皆さんからは、いつできるんだい、予算は大丈夫なのかい、そういう声が聞かれます。

今後、基本設計あるいは実施設計等に進むことになると思われませんが、もちろん今後の課題整理、検討作業が出てきますが、現時点での計画目標等をお尋ねいたします。

2点目といたしまして、財源確保、財政計画についてお聞きします。

平成28年度現在までの役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想における財源計画については、次の3つの財源が考えられていたと認識しております。

まず、震災復興特別交付税交付金、これは、庁舎の延床面積もしくは入居職員数で算定されるものですが、2点目として、一般単独事業債で交付税措置のないもの、これは、俗に言う借金で返済の必要なもの、さらに3点目として、基金積立金を含めた一般単独財源でございます。

そこで、先ほど申し上げました先進事例を研修する中においては、庁舎建物の被害の程度、区分により、三春町においては該当しないと考えられていたわけですが、復興特別交付金とは別に震災復興関連事業債として交付税措置のあるもの、借金の一部が国から補填されるもの等がありました。

これら復興特別交付税と関連事業債を合わせますと、石川町においては事業費約20億2,000万円の34.6%が、泉崎村においては事業費11億9,000万円の約65.1%が国

からの補助金等となっております。

そこで、平成29年度からの国総務省の地方債計画を調べてみますと、仮称ではありませんけれども、公共施設等適正管理推進事業費が計上される予定でございます。熊本震災の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保、市町村役場緊急保全を平成29年4月1日から追加すると読み取れます。

その内容は、詳細は省きますが、昭和56年の新耐震基準前に建築された耐震化未実施の市町村本庁舎の建てかえについて、まさに三春町は、昭和40年建築、コンクリートの強度不足などにより耐震化ができない状況でございます。そして、その時期は、東日本大震災復興創生期に合わせて、平成29年度から32年度までの4カ年の事業とされております。

三春町としても、これらの交付税措置のある起債事業の活用が可能か、今後の検討の中での重点項目、検討項目に方向づけをして、この起債計画の趣旨をどう生かすのか。

かつて、三春町のまちづくりのコミュニティーの核として活躍しております、三春町交流館「まほら」につきましても、同様の措置のある計画が使われております。

さらに、木質ハイブリット事業、CLT直交集成材など、木質化先導事業等のそのほかの補助事業も組み合わせることも可能かと思えます。

町一般財源の負担軽減に向けての最大限の効果を模索していただきたいと考えます。町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 役場庁舎をはじめとする周辺関連施設を整備するための基本構想につきましても、役場内に職員による検討作業部会及び検討会議を設置し議論するとともに、議会とも協議を重ね、検討対象公共施設の整備方針（案）及び配置計画比較検討図4案を策定し、町民の皆様から意見の募集を行いました。短い期間ではありましたが、85件の貴重なご意見をお寄せいただきました。

町では、皆様からのご意見、概算事業費、町議会との協議結果などを踏まえ、複合化による建設費の縮減や施設利用の相乗効果などが期待できる複合案その1を選定することとし、さらに来庁者の利便性を高めるため、駐車場や共用広場などの改良案を、今後基本設計において詳細に検討することとしました。

また、町民図書館につきましても、多様な意見が寄せられていることから、引き続き運営方法なども含めた検討を重ねて参りたいと考えております。

続きまして、財源確保及び財政計画についてであります。お質しのとおり災害発生時に業務が継続して確実に進むためには、庁舎が有効に機能しなければならないことが熊本地震によって再認識され、平成29年度から市町村役場機能緊急保全事業債が創設されました。

これまで庁舎の建てかえについては、起債対象経費の充当率が75%で交付税措置のない一般単独事業債だけでしたが、充当率が90%に引き上げられ、その一部が交付税措置されるものであります。

このように有利な起債を活用することにより、基金や一般財源とのバランスを図りながら取り組んで参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

○13番（影山常光君） それでは、第2の質問をさせていただきます。

人口減少対策、定住促進対策としての町内全域での有効な土地利用の検討についてお尋ねをいたします。

人口流出の歯どめ、定住人口の確保に取り組んでいる中、住宅団地・分譲地の造成については、今までも同僚議員から幾度となく提起されております。

仮設住宅跡地の活用という考え方も聞いてはありましたが、仮設住宅はあくまでも臨時の措置でありまして、用途が決まっていた施設用地や民有地の借り上げなどであって、即住宅団地・分譲地とするのには限定的な土地利用になってしまうと考えます。また、時間的な制約等もあるのかと思われまます。

そこで、まず1点目、町内小学校の学区ごとに、少子化や小学校の複式化、学校再編など、これらも念頭に置く中、町主導での住宅団地・分譲地の可能性について、今後、どのように課題を整理し、進めていくのか、お伺いいたします。

それらを進める中での提案としまして、分譲地等の造成戸数は既存の集落との関係も考慮し、また、転入者の意思を後押しするためにも、もちろん敷地にはよりますが、ある程度の規模で隣組との関係の構築、あるいは地域行政とのかかわりを考慮した単位で考えられないかということです。住まれる方も迎える側もそれぞれの対応になれていない部分があるかと思ひます。

そこで、10年前になりますが、国土法による三春町土地利用計画が策定され、県の総合計画審議会に提案され、三春町議会でも議決されております。

一昨年、10年の経過により見直しがされたところでは、これは、まちづくり協会や各地区のしっかりとした地区組織を持つ三春町だから、県内でも先んじてできた成果であると考えております。

これは、住宅地の誘導や新規転入者の各地区への受け入れのために大きな指針になると思ひます。残念なことは、白地地区の誘導にとどまり、個別法に踏み込めなかったことであります。

そして、2点目として、従来の町の団地造成は単価が高すぎるのではないかと考えております。若者にも手が届く単価で、すなわち敷地の大きさと造成費が安くて済む、町としても売れ残らない、資金を寝かせない、保有するリスクが少なくて済む、そのような適地を検討すべきかと思ひます。

続いて、従来の大字所有、地区の共有地的な土地、町所有で大字管理みたいな土地ですけども、それらの施設用地について、用途、管理の実態を明確にして、用途廃止、管理移管、売却等の土地の活用を検討すべきかと思ひます。地区との実態、意向を協議すべきだと考えております。

例を挙げますと、従来のかんがい用水池、施設用地、ため池、換地と言われる土地などで、大字管理と言われていた土地が、実態は手がかけられない、管理ができなくなっている土地もあると聞いております。

また、道路や用排水その他各種事業の成果により、用途的に不必要となったもの、また、地域の担い手の不足や農地の耕作放棄や遊休地化により、用途が限定された土地もあるかのように聞いております。

3点目として、三春町農振農用地の整備計画の見直しについてでございます。三春町農業振興地整備計画が地域の農業政策、また、農業基盤の確立や集落の発展に果たしてきた役割は大きなものがあります。

農振法によれば、基礎調査を実施し、結果により、経済事情の変動、その他情勢の変化等

で必要が生じたときは計画を変更することとされております。

ご承知のように国内外の農業事情が大きく変化し、土地利用計画の再検討と農業政策の大転換期に直面している中で、農業集落の方向づけ、農業振興方策を見出すのは大変難しいものがあると考えております。

ただ、私がここで触れておきたいのは、農業振についてでございます。優良農地、農業基盤整備の可能性を考慮して、農振農用地として残すべきもの、あるいは、農業上具体的な見通しが無いもの、また、個別の事案により対応すべきもの、荒廃地・遊休農地となり復元が難しいものなど、現実的にはいろいろなケースが想定されるものと考えます。

冒頭で申し上げました、町主導での振興定住対策、住宅団地の造成等についても必ずその壁にぶつかるのかとも考えております。

三春町の人口増加、人口流出歯どめのためにも、ぜひ現場の把握から順次着手いただきたいと考えております。これらについて、具体的な考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

町が行う宅地造成については、土地の需要や景気の動向など、十分に見極める必要があると考えておりますが、平成29年度には、中小規模の住宅団地の造成が可能な場所の調査や造成にかかる費用など、具体的な調査を実施する考えであり、公営企業会計において所要の予算を計上させていただいております。

調査を進めるに当たっては、地域の土地利用の状況を踏まえるため、行政区や各まちづくり協会とも協議しながら進めるものとし、調査結果がまとまった時点で、土地利用計画や農業振興地域整備計画などの見直しが必要となった場合は、具体的な検討を進めて参りたいと、このように考えております。

また、復興公営住宅の建設などに伴い、富岡町や葛尾村において、町内の仮設住宅の集約が検討されており、その跡地を活用するなどの検討も行って参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 議長のお許しを得ましたので、質問をいたします。

今、国内では、教育に関連する事件や問題が頻発し、国民が高い関心を寄せております。今日の一般質問におきましても、教育に関する質問が多く、一部重複するかもしれませんが、少子化に伴う教育環境の整備についてお聞きをいたします。

現在、三春町におきましても、少子化の進行により年々児童生徒数が減少しております。今後、さらに複式学級編成校が増えることが予想され、よりよい教育環境の整備・充実を図る上でも深刻な状況であると思っております。

議会といたしましても、三春町学校等の環境整備検討委員会の第2次答申を尊重し、三春町町立学校再編等調査特別委員会におきまして調査・研修を積み、議論を深めているところでございます。

つきましては、次の3点につきまして、昨年11月に就任されました高橋教育長に改めてお尋ねをいたします。

- 1、現況をどのように認識されているのか、ご見解をお聞かせください。
- 2、小学校の適正規模、適正配置についてのお考えをお聞かせください。
- 3、将来的な視点から再編等の検討を進め、教育委員会としての方向性を示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 8番議員のお質しについてお答えさせていただきます。

まず、1点目について、少子化に伴う小学校児童数の減少につきましては、沢石小学校が26年度から複式学級になり、29年度には中妻小学校が新たに複式学級になる等、全体として小規模校化が進行していると認識しております。

このため、複式学級のある小規模校では、児童の学習環境が損なわれないよう、県雇用の講師の配置とともに町雇用の講師を配置し、学年ごとの教科学習について支援を行っているところです。

2点目についてです。小学校の学級数は、法令により、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他特別の事情があるときは、この限りでないとしており、学校規模は学級数により設定されていますが、実情として自治体によって弾力的なものとなっております。現在、町内では標準を下回る小規模校が多い状況にあります。学校規模で児童の学習環境が損なわれることのないよう、今後もきめ細やかな対応を行って参りたいと思っております。

3点目について、12番議員のご質問の際にも触れましたが、現時点においては、町立小学校再編等に係る対応について（素案）を基本に、再編等も選択肢に含め、小規模校の今後について保護者の方々と話し合って参りたいと考えております。

なお、既に2月18日に沢石小学校において保護者の方々と意見交換会をしたところですが、引き続き出向いて話し合いを重ねて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） 2点ほど再質問いたします。

答弁の2点目でございますけれども、おっしゃるとおり、確かに地域の実態や特別の事情があるときはこの限りではないとありますけれども、事我が町におきましては、複式学級校も適正規模とは捉えがたいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目の質問ですが、今後、総合的に検討すると受けとめてよろしいのでしょうか。

2点、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 1点目の学級編成が適正規模ではないのではないかとということでございますが、確かに複式学級等ございますので、規模的には小さいというところが多くなって、先程も述べましたが、ということになるかと思えます。

今後、この点についても、議会、それから地域の方々と話し合いながら今後について詰めて参りたいというふうに考えておるところです。

学校規模等々については、総合的に検討をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) いずれにしましても、経過、方法等とはともかくといたしまして、将来を見据え、やはり複式学級の解消には努めていかなければならないというふうには私は考えますけれども、最後に、その点についてお伺いをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 複式学級につきましては、解消に向けてということで、現在も、そのことを受けて、それぞれ講師等を配置しているところであります。

それから、全体的な学校の少人数ということもあるので、これは、先ほどから申しましておるように、議会、それから地域等と話し合いしながら、今後について対策を考えて参りたいというふうには思っているところです。よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願ひします。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました第1の質問をいたします。

就学援助の支給状況についてお尋ねいたします。

憲法第26条では、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。全ての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とするとうたっております。

私は、これに基づき、義務教育に必要なものについては全て国の責任において支給されるべきものと考えております。この考えをもとに、以下の質問をいたします。

1、就学援助の支給対象者はどのような条件で決められているのか、お尋ねします。

2、三春町独自の就学援助は行われているのか、お尋ねいたします。

3、新入学児童生徒の入学準備金はどのように算定され、いつごろ支給されるのか。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 1点目について、就学援助の支給の条件ではありますが、三春町立小中学校に就学している児童または生徒の保護者で、次のいずれかの項目に当てはまる場合が対象になります。

1つ目、生活保護を受けている。2つ目、生活保護が停止または廃止になったが、依然生活が困難である。3つ目、町民税が非課税である。4つ目、個人事業税または固定資産税が減免されている。5つ目、国民年金または国民健康保険税が減免または徴収を猶予されている。6つ目、児童扶養手当の支給を受けている。7つ目、生活福祉資金貸付制度による貸し付けを受けている。最後に、前年度の所得が生活保護基準の1.3倍以下である。という、この8つが条件になります。

2点目について、町独自の就学援助制度はありませんが、就学援助については通年で、三春町は申請を受け付けており、年度途中の認定も随時行っております。そのため、年度途中の認定者については、支給条件が発生した日にさかのぼっての支給もしております。

また、支給月を7月・12月・3月の年3回設けており、今年度からは保護者の口座へ直接振り込む方法により支給しているところでもあります。

3点目について、町では新入学児童生徒学用品費として、4月認定の新1年生に対して、7月に一括支給しております。支給金額は、毎年度、国が定める要保護児童生徒就学援助費補助限度額単価に基づいて算定しております。平成28年度につきましては、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円となっております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） 入学準備金について再質問いたします。

個人加盟では日本最大の女性団体で約20万人の会員がいる新婦人の会のアンケート調査では、入学準備費用が、平均で、小学生5万4,540円、中学生が7万8,492円となっております。

平成26年8月29日の子供の貧困対策に対する大綱について閣議決定の中で、就学援助の適切な運用についての文部省初等中等科教育長が答弁している記述があります。児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知していると国会答弁で述べております。

三春町では、要保護世帯の児童数はおらず、準要保護世帯の方のみであると伺っておりますが、準要保護世帯の入学援助の拡充も子供の貧困対策として大変重要と考えております。

また、小学校入学児童の場合、入学前年の世帯所得で入学準備金が算定されるということですが、支給が7月以降の支給になるということです。

しかし、全国では入学前に支給する自治体が増えております。三重県の伊勢市などでは、今年から入学前の3月に前倒して支給されております。これは、前々年度の世帯所得を基準にして対象者を算定しているそうです。

三春町でも、こういった対応が可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 ただいまの再質問なんですが、新小学1年生の前倒しの支給でございますが、この流れについては、4月の入学時に就学援助の申請をしていただきます。それを、校長が家庭状況を確認した上で受理いたします。その後、町で、所得等の審査、いろいろな審査をして支給するものであることから、前倒しでの支給は考えておりません。

なお、今、山崎議員が言いました国のほうも、つい最近アンケートがありました。全国で前倒しをして支給しているところはないのかというアンケートで、やっているところがあれば、どういうやり方でやっているのかというのが、ちょうど先月、アンケートがありました。

県内も調べてみたら、まだ県内はやっているところはないということではあります。国がそういう調査をしているということは事実ですので、国の動向を見ながら、どういう制度になるのか、その辺もしっかりと町のほうも情報収集しながら考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 新入学は、お子さんはもとより、ご両親、親御さん、保護者にとっても新しい門出です。この喜ばしい門出が経済的に不安があった状態で始まるということがないように、行政のほうで援助するということが大切な仕事の一つと考えております。厚労省でも速やかに支給するようにと通知しているのですから、三春町でも、ぜひ入学前の2月・3月に支給されるよう努力されるようと思いますが、前向きに捉えていただけるということによいのか、再度伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 中身については先ほど申したとおりであります。

現段階では考えてないと、ただ、繰り返しのあれになりますが、そういう状況を見ながら適切に対処できるものはしていくという考えでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 関連してですが、中学生の入学準備金については、小学6年生の実態により対象者の把握が容易であると考えます。

神奈川県の大和市では、支給を入学後の8月から入学前年の12月に変更し、年内に制服を注文できると大変喜ばれているそうです。

中学生については実態をすぐ把握できると思いますので、来年度より、三春町でも実施できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 先ほど新小学1年生の流れを申し上げましたが、中学1年生についても同じです。確かに6年生からの継続であります、中学生も当然入学してから、新中学1年生になるわけですので、小学校と同様の考えでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 先ほど15番議員も質問したとおり、子供の貧困の状態というのは大変把握しにくい状態であると思います。

まして、新入学準備にかかる金額が、小学生5万、中学生は7万以上かかっているわけです。この準備金が本当に準備をする時期に支給されるということは、保護者にとって大変望まれていることだと思うんです。

それに対して、やっぱり町でもそれに応えるように努力すべきと考えますが、念押しの形の質問で申しわけありませんが、再度、前向きにぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 前向きにという話ですが、いろいろ先ほどから言っていますように、いろんな動向を見極めながら進めていきたいということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問に移ります。

国民健康保険について、1、平成30年度より運営が都道府県単位化されると伺っておりますが、町民にとって納付方法や保険給付など現状と変わることがあるのでしょうか。

2、いずれ税率が県内一本化される可能性があるか。また、そのために町民の負担が大きくなる心配はないのでしょうか、伺います。

3、基金は約1億2,000万円ありますが、今後どのように使われていくのか、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第2のご質問にお答えいたします。

平成30年度からの国保都道府県単位化による目的は、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることが狙いでございます。

具体的には、県が財政運営の責任主体となり、資格管理は県単位化に移行し、被保険者証の様式や交付時期について県内で統一する方向で検討しているところでございます。

市町村は、被保険者証発行などの資格管理、保険給付、保険税率の決定や賦課・徴収、特定健診・特定保健指導の保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担当することになります。このことから、町民の皆さんに納付いただく保険税の納付方法や医療機関など、受診時における保険給付が変更となることはない予定でございます。

次に、保険税率の県内一本化についてでございますが、県は、県全体で集めるべき保険料収納必要額を算出し、医療費水準や所得水準に応じて、市町村が県に納める国保事業費納付金の額を決定します。また、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、県が市町村ごとの標準保険料率を示すこととなります。

市町村は、県が定めた納付金を納めるため、県から示された標準保険料率を参考に、算定方式や予定収納率に基づき、保険税率を決定し、保険税の賦課・徴収を行うこととなります。

保険税率の県内一本化については、県担当課に確認したところ、保険税率の一本化が可能かどうか、今後ワーキンググループにおいて検討する予定であるとのことですが、今後、情報収集に努め、検討が開始されれば、町民の負担増とならないよう働きかけをして参りたいと考えております。

次に、基金の活用についてでございますが、現在、町が保有する国保給付費支払準備基金額は1億2,375万6,796円となっております。基金は、引き続き市町村が保有し、今後、予期せぬ支出増や収入減に対応するなどのために活用することとなっております。

町としましては、新制度に向けて、改正の動向を注視しながら、円滑に移行できるよう必要な準備を進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 基金が県に徴収されないことは一安心と思います。

埼玉県では、算定した結果、現行の3倍近くの税率になる町村があって、厚労省より算定をやり直すように指導があったそうです。まだまだ不透明なところが多くて、県単一化に統一されることは、しばらくの間は私たち町民の負担は大きく変わらないというふうに理解し

てよいのでしょうか、1点、確認させていただきたいと思います。

保険税率の県内一本化は、福島県の場合、57市町村、また原発被災地も抱えていることもあり、大変難しいことと思いますが、負担が軽減されることがあっても、私たちに増えることがないよう注視していかなければならないと思います。

ぜひ、町民への早めの情報提供と、また、基金を有効活用されるようにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えします。

税率の県内一本化の可能性というふうなことかと思いますが、先ほど申し上げましたけども、現在、ワーキンググループで、その一本化が可能かどうかというふうなところで今後議論していくというふうなことでございますので、まずは、この動向について注視して参りたいと考えております。

なお、現在開会中の国会においても、都道府県内の保険料水準を統一することも可能な仕組みというふうなことで改正をするわけですが、これらについて、市町村ごとに異なる保険料水準にすることも可能な仕組みとなっていることが国会の中でも議論され、確認がされておりますので、これらについて注視して参りたいと思っております。

なお、される場合についての町民の負担増については、先ほど申し上げたとおり、議論がされたときには負担増にならないような働きかけをして参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

基金の活用でございますが、先ほど申し上げたように、予期せぬ支出増あるいは収入減に対応できるように備えておくというふうなものに活用して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時52分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 先に通告してあります2点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、高齢者による介護支援ボランティアポイント制度についてであります。

このボランティア制度は、65歳以上の元気な高齢者がボランティア活動を通して社会参加をすることにより、地域を支え、また自身の介護予防にもつなげるというものであります。

そうしたポイント制度について、平成27年12月の定例会で一般質問したわけでありませんが、その答弁で、介護ボランティアポイント制度について平成28年度中の実施に向けて

取り組むという答弁でありましたが、いまだ実施されていません。現状はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第1の質問にお答えします。

高齢者による介護支援ボランティアポイント制度を実施するため、町内の介護施設でのボランティア活動の実態を調査して参りました結果、ボランティア活動をしている高齢者はごく少数であることが判明しました。

このことから、町としましては、ボランティア活動を促すとともに、高齢者の閉じこもりや健康づくり活動をセットにすることにより、より高齢者の社会参加と健康維持につながるような制度にすべきと考え、高齢者社会参加活動ポイント制度として平成29年4月から実施することとし、現在準備を進めております。

対象となる活動分野は3つに分類し、①介護施設活動型は、レクリエーション指導、お茶出し、食事の配膳・下膳、話し相手、施設の環境整備を対象にしました。②介護予防参加型は、町住民健診のうち総合集団健診受診、にこにこ元気塾、町健康づくり講座、まちづくり協会が行う健康活動のそれぞれ参加を対象にしました。③団体参加型は、老人クラブ・高齢者学級活動、町ゲートボール協会主催大会、町グラウンド・ゴルフ協会主催大会への参加、シルバー人材センター登録を対象にしました。

これらの対象項目に対し、高齢者の閉じこもりを防止し、今までボランティアをしていなかった方々がボランティアに興味を持って活動し、あわせて健康づくりに意識を向け、会員が減少してきている老人クラブや高齢者学級の活動にも参加を促す効果が期待できるものと考えております。

ポイントを記録するポイント手帳に活動するたびに各施設・団体がスタンプを押し、このスタンプの数が増えてくるのも楽しみの一つになり、一層活動に意気込みが増すようになればと考えております。

ポイント換金方法は、年間活動によって得たポイントを換算し、年度末に三春町商工会の商品券を交付することにしております。商品券交換のポイント数は上限として1人5,000円とする設定をしました。

高齢者社会参加活動ポイント制度の周知方法は、4月の町広報に事業紹介を掲載し、あわせて町内の全高齢者に対し、事業の紹介と活動ごとにスタンプを押しってもらうポイント手帳を一緒にした通知を発送するように予定しております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） ことしの4月から本格的に取り組むということですが、何点かちょっとお聞きしたい部分があります。

まず1点目は、町の窓口はどこになるのかという点、それと、65歳以上が対象だと思うんですが、シルバー人材センター、これが60歳から登録できるわけでありまして。その辺がどうなっているのか。65歳未満で活動している人も大勢いると思うんで、この辺の扱いはどうなっていくのか。

あとは、介護施設、受け入れ施設なり受け入れ団体はどの程度あるのか、数のほう、その辺、わかればお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えします。

事業の窓口についてのお質しですが、保健福祉課が担当となります。

それから、65歳未満の対象者の方についてのお質しですが、制度として、65歳以上の高齢者限定ということで、高齢者の社会参加の促しというふうなことを目的としておりますので、65歳未満の方は対象として考えておりません。

3の受け入れ団体事業所でございますが、町内の介護保険の事業所に詳しく説明をしながら、受け入れ状況について打診をしましたところ、小規模なものについては、1カ所ほど、当初は利用を見合わせたいというふうなことがありましたが、それ以外の16事業所については全て、結構なことであり、今、ボランティアの利用がございませんが、ぜひ参加していただければ、事業所でも助かる項目でありますので、ぜひ受け入れをしたいというふうな意向を確認してございます。

それから、老人クラブ、高齢者学級については、大もとである担当の部署に、あるいは代表である会長に説明をし、結構な内容であるというふうなことでございますので、全て対象として受け入れがされるものと思っております。

グラウンド・ゴルフ、ゲートボール協会についてもご理解をいただいておりますので、そのような内容で取組みを展開して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） もう少しあと何点か聞きたいところがあるんですが、シルバー人材センター登録とありますが、これは、登録して活動して初めてポイントになるわけですね。

何か先ほどの答弁だと、シルバー人材センター登録というふうになっていましたので、登録だけでなるのかなというふうに思いましたので、この辺、お願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 シルバー人材センターの登録だけで活動は対象にしないのかというふうなお質しかと思います。

シルバー人材センターで活動されている方々は、活動に見合った報償なり金額の獲得ができる活動でありますので、これらにさらにポイントとして金券を獲得できる活動を結びつけるのは、どうかなというふうなことがありまして、まずは登録してもらうということの意思に対してのものを対象とし、あとの活動部分については活動に見合った報酬なりをシルバー人材センターのほうから受け取る形にして整理をしたいと思って考えました。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） シルバー人材センターの登録についてなんですが、原則60歳からシルバー人材センターの登録ができるということで、65歳前にシルバー人材センターに登録をして、このポイント制度が65歳からということで、65歳前に人材センターに登録した人が65歳になった時点でポイントがもらえるのか、前に登録したんだからだめだよというふうになるのか、この辺についてお伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ただいまの質問に対してですが、65歳からの対象というふうなことで、なった時点からの活動を対象にしたいと考えております。

60歳からシルバー人材センターで活動していた方が65歳になったときに、この制度に参加してポイントを獲得できるのかというふうなことでよろしいですか。

そのような内容で整理をしております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 2番目ですが、ICTを利用した省力化と省コスト化についてであります。

議会は、昨年は埼玉県飯能市において、また、今年は長野市において、それぞれICTの導入で経費削減に取り組んでいる自治体を視察研修に行ってきました。

飯能市では、環境に配慮した活動を推進するため、ISO、環境マネジメントシステムに取り組んでおり、その一環で、ペーパーレス会議としてタブレット端末を導入しています。ここでは、議員に配付する資料は全てペーパーレス化し、タブレット端末により会議を行っています。そのタブレット端末導入による経費の削減効果は年間210万円、紙の削減枚数では10万枚だったそうであります。

また、今年行った長野市では、ペーパーレス会議に取り組んでおり、庁内の主要な会議についてペーパーレス化を進めております。私たちの視察研修に対しましても、長野市側から配付された紙の資料は2枚から3枚程度で、あとは会議用のパソコンでの研修でありました。長野市のこのような削減効果は年間で273万円、紙でいうと13万枚を削減できたそうであります。

確かに自治体の規模は違うので一概に比較はできませんが、このように紙の削減効果が期待できることから、三春町でも、環境問題やコスト削減を考えたときに、ICTを導入し、ペーパーレス化を行っていかねばならないと思っておりますが、町の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

ICTを利用した会議資料などのペーパーレス化につきましては、議員ご指摘のとおり、資料印刷にかかる時間の削減や、用紙代・印刷代といった経費の削減などの効果が期待でき、先進的に取り組んでいる自治体があることは認識しております。

町でも、庁内のネットワークによる内部での情報共有、連絡事項、さらには会議室や役場の公用車の予約などはペーパーレス化を図っているところがございますが、まだまだ会議資料のペーパーレス化までには至っていないというのが現状でございます。

会議資料のペーパーレス化を行うに当たっては、導入や運用にかかる経費といった運用面の問題、さらには情報管理といった課題などもありまして、引き続き先進的な取組みを行っている自治体の事例などを参考にして検討していくことが必要であると考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 当たりさわりのない答弁だったなというふうに思うんですが、三春町でも、三春町地域温暖化対策実行計画というのを策定していると思いますが、その中でも、職員一人一人が取り組む事項というところで、両面コピー等廃止の資源化を徹底するということがありますし、また、組織として取り組む事項として、庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進するというふうにあります。

三春町でも、こういった実行計画を持って取り組んでいるわけでありまして、今までどおりやっていたのでは一向に進まない、とっか、やっぱり大きなてこ入れが必要なんじゃないかというふうに思います。

そういった意味でも、早急にこういったICTをどんどん導入して行って、経費の削減につなげて行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

早期に取り組んではどうかということでございます。先ほど指摘がありました計画の中で紙資料の削減については、当然両面コピー、それから裏面使用など推進しております。

当然、後ろ向きではありませんので、まずは、ペーパーレス化をするのに当たって効果の高い業務はどうかということのは、当然それらを検討して、対応できるものから対応するというところでございます。

昨今のインターネット技術というのは急速な発展を遂げておりますので、だんだん導入するに当たってはハードルが低くなるかと思っております。今、町ではいろんな課題を抱えておりますが、技術が進展するのに従って、それら当然導入のハードルが下がってきます。

そういうことから、まずはどこからできるのかと、導入するに当たって一番効果が高いものは何なのかということを見極めながら導入に向けては検討していくものと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 7番佐藤一八君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○7番（佐藤一八君） 先に通告しておきました事項について質問させていただきます。15番の議員とかぶる面も多少あるかと思いますが、私は私なりのいじめと虐待について質問させていただきます。

最近、学校においていじめにより自ら命を絶つ子供のニュースなど報道されております。

県内でも、1月には須賀川市の中学1年生の男子の生徒、2月には南相馬市の中学2年生の生徒でありました。このような痛ましい事件が起きるたび沈痛な思いであります。

また、横浜市においては、福島県から原発事故により避難先での学校で金品をゆすられたりするなど、今、どこの学校内で何が起こるかわかりません。

三春町立学校では、このようないじめの事件などはどうなのか、お伺いいたします。

2点目、これもいじめと同じ問題と思いますが、児童の虐待事件がテレビや新聞などで報道されています。親によって幼い児童に対する虐待の様子を投稿サイトに投稿していることが報道されたり、中には幼児にたばこを吸わせたり、しつけと称しご飯を食べさせなかったり、外に放置したりする様子がよくテレビなどで見ます。

三春町にはこのような虐待はないと思いますが、どうなのかお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 1点目についてお答え申し上げます。三春町の小中学校でいじめによる重大事案は発生しておりません。しかし、報道されている事案を決して対岸の火事と考えることなく、先ほど15番議員にもお答えしたとおり、いじめの早期発見、早期対応に取り組んで参ります。

2点目についてお答えいたします。今のところ、ご質問のような生命にかかわる重大な情報・相談は、町内の住民や家族からはありません。引き続き関係機関と連携し、虐待情報の収集に努め、未然防止のための予防・指導に取り組んで参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 先ほど答弁をお聞きしましたところ、このような当たるような事件はないとのことで、一安心いたしました。

実は、私は、平成22年12月定例会に同じような質問をしております。このとき、三春町立小学校でいじめのことを耳にしたので質問をした記憶がございます。

答弁によると、小学校で2件、中学校で2件だったか3件だったかと記憶が定かではありませんが、これら次世代を担う子供たちなので、地域の皆さんや家庭、学校が連携を図り、子供たちを町民全体で見守っていく環境づくりが大切ではないかなと、私は思います。

この間の新聞によると、「いじめ調査4割非公表、再発防止への検証困難である」と見出しにありました。当局の見解をお聞きして質問を終わりますが、この辺を踏まえて、見解をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山教育課長。

○教育課長 三春町にはいじめはありませんということ、先ほども申し上げたとおりであります。今、確かに学校だけじゃなくて、地域、全てのそういう目がいじめや虐待を防止する大きな要因なんではないかというふうに、我々も思っております。

引き続き、そういう地域ぐるみ、町ぐるみで、こういうものを防止していくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○7番(佐藤一八君) 第2の質問をいたします。農業風評被害について。

東日本大震災と福島原発事故から間もなく6年が経過しようとしています。現在も、原発事故の影響で米の放射能全袋検査などにより、風評被害が今でも影響し、農業経営にとって厳しい状況が続いています。福島産は他県産よりも安い価格で取り引きされているのが現状です。

また、農家にとっては後継者不足や震災の影響がまだまだ続くと思われま。

三春町の平成29年度当初予算を見ると、目標5に「産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくり」とあります。農業では、担い手育成の取組みと6次産業化の推進、水田の維持保全、森林資源の再生とありますが、農家にとって希望の持てる取組みや支援策についてお伺いいたします。

2点目、現在、町内の農家の大半は高齢者が農業を行っているのではないのでしょうか。これから先、何年農作業ができるか先行きが見通せません。

町では担い手育成を重点に上げておりますが、本当に大丈夫なのかについてお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 7番議員の質問にお答えいたします。

平成29年度の農業への支援策であります。主要作目であります水稻につきましては、集落営農の中心作目と位置づけ、高品質の水稻生産と適切な価格での販売が可能となるよう生産者と販売業者との連携に努めるとともに、低コストで需要に応じた生産を実現するため、飼料米などへの取組みについても積極的に支援して参ります。

また、平成27年より町内酒造会社と連携した酒米の生産が始まっておりますので、三春産米を使用した日本酒の製造についても支援して参ります。

園芸作目につきましては、主要産品であるピーマンの収穫量の増加や労力の省力化を図るため、自動かん水設備の導入に対して支援して参ります。

三春町内にはブルーベリー観光農園が開園しておりますが、ブルーベリーを使用した6次化商品の開発にも支援して参ります。

また、豆腐をはじめとして、日本食の原料として国産大豆が注目されており、遊休農地解消も図れることから、特に栽培機械導入等に対し支援を行い、生産した大豆を地元で加工し販売することで、地産地消にも取り組んで参ります。

農産物の風評被害の対策としては、放射性物質の検査実施体制の継続とともに、首都圏や中京方面での物産展などへの出店を通じ、安全で安心な農産物のPRに努めて参ります。

新たに、都市部企業と農村部との交流を進め、農業体験などの地域資源を生かした活性化に取り組んで参ります。

2点目の担い手育成についてであります。農業の担い手の高齢化、就農者数の減少など、農業を取り巻く厳しい状況はさらに増すものと考えております。

農業の中心的担い手であります認定農業者につきましては、普及所、農協と連携し、計画的に拡大、誘導を図り、農業者の確保、育成を図って参ります。

また、農業経営の効率的推進には、効率化や雇用が期待できる集落営農は非常に重要であり、中山間地域等直接支払制度の取組み組織を中心に人・農地プランの作成による農業経営の共同化、組織化を推進して参ります。

また、他産業等での経験を踏まえた中高年齢者の就農は、農業の担い手の不足する地域においては、集落営農上、重要な役割を果たすことから、定年退職後、ふるさとへ戻り農業に従事するいわゆる定年帰農者の掘り起こしを図って参ります。

新規就農者の確保につきましては、関係機関、団体で構成する、たむらの新・農業人サポート協議会などと連携し、就農希望者にきめ細かな相談・支援体制の充実強化を図って参ります。

なお、平成27年より町内の農家で農業研修を行っていた方が、今年4月より三春町にて就農することとなり、就農後の定着を支援するため、国の事業である新規就農給付金を当初予算に計上したところであります。

また、町の新規事業として、農業への参入を促すため、就農時及び経営が不安定な就農後3年間、給付金を交付し、就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する新規就農者応援補助金

も予算計上したところであります。

これらの農業担い手への支援策を一層充実、強化し、意欲ある担い手の確保に努めて参ります。

よろしくお願いたします。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八君。

○7番(佐藤一八君) 町長から大変力強いお言葉をいただいたということは、本当によかったなというふうに思っております。

それで、新たに都市部の企業として農村部との交流を深め、農業体験など、地域資源を生かした活性化に取り組むとありました。

実は、私も、震災前になりますが、都会の団塊の世代の方々、退職者5組が田んぼへのオーナー制度で取り組んだ経緯もございます。1反歩だったんですが、その方々は、都会から土曜日に来て、農作業をやって、1泊して、泊まり込んで、そして、田植え時期と稲刈り時期と、あと脱穀のときということで、来て、大変喜ばれていたわけでございます。

震災後、全く途絶えまして、せっかく、ここ、終盤なじみになったのになというふうな思いがありまして、やはり都会の方々は、楽しみながら来て農作業をやっていくという発想がありませんので、ぜひそこら辺も、町でしっかり取り組んでいっていただければありがたいなと思う次第でございます。

あと、2番目の農業担い手高齢化ですが、私もそのうちの一人であります。就農者数の減少など、農業を取り巻く厳しい状況にあるのかなというふうに思っております。

それで、こないだ参考にいただきました資料によると、これは那須塩原の農家のアンケートでございます。新しい3年も見ているようですが、参考までに申し上げますが、農家で農業従事者は2人以下は7割近く、経営主の年齢が60歳以上は6割を超える高齢化の実態だという、市の独自に農業経営アンケートを実施してわかったそうです。

1世帯当たり農業所得が200万円に届かないのが7割近くになる。兼業農家は全体の4割を占めるそうです。

そこで、塩原市では、農業振興計画2017、21年で比較小さな農地面積で個単価が期待できる夏・秋どりイチゴやアスパラガスなどの生産拡大を支援すると、そして、補助金の拡充の検討をするというような考えのようです。

三春町も、これらを踏まえて、高齢者が健康で、農業から収入と、あと年金で豊かな生活ができる環境をつくるのが支援策ではないのかなというふうに思っております。これは、誰しもが望んでいることではないでしょうか。

三春町のこれから先の5年後は、約農業者が何%くらいになるのかわかりませんが、高齢化が加速的に進むと思います。しっかりと地域みさめて、地域と町が一丸となって取り組むことが大事ではないかなと思います。

これらを踏まえて何かありましたらお願いしたいと思います。なければ、以上で終わります。

○議長 一八さん、答弁は必要ですか。

○7番(佐藤一八君) いや、別になければいいです。

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長より許可をいただきましたので、先に通告してあります2件につきましてお伺いいたします。

まず1つ目、インバウンド事業について。

昨年11月1日に日本貿易振興機構と郡山市の主催でインバウンドセミナーの開催がされました。

政府観光局は、2015年から日本を訪れている外国人旅行者の増加に伴い、2020年開催予定の東京オリンピックに向け、日本は、観光立国を目指し、各都県市町村の新たな観光振興の支援事業として取り組んでいます。

平成29年4月から国県市町村への交付金交付となっていることと思います。三春町として、これからの3カ年のインバウンド事業の計画についてお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 インバウンド事業についてのお質しでございます。

現在、県中地域の自治体で構成いたします中部観光連絡協議会、こちらにおきまして、国の交付金を活用いたしまして多言語によります観光施設・店舗等を紹介するウェブサイト制作中でございます。ことしの春の公開を目指して準備を進めているところでございます。

インバウンド対策につきましては、自治体単独だけの取り組みでは限界もございますので、広域的な連携を図りながら、情報発信、あるいは現地での観光案内板の多言語化、こういったものを行いながら、受け入れ体制の整備、これらを進めて参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 春の滝桜の期間も含めまして、年間の三春町に訪れる外国人観光客の記録があれば、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 滝桜を含めました外国人の観光客数でございますが、大変申しわけございませんが、数字は、調査等をしておりませんので、現時点では把握できてないという状況でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 了解しました。

三春町は歴史が深く、文化遺産が多く、特に外国人は神社仏閣回りが大好きであります。今後、外国人観光客の増加の予想、町としてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お質しのように三春町は神社仏閣等の観光資源に恵まれておりますので、そういったものも外国人の方々へは大変興味深い観光資源になるだろうというふうに思っております。

見通しというのは非常に難しいご質問であるかと思えます。

ただ、一例で申し上げますと、町内の宿泊施設、こういったところに外国人の方から直接、宿泊ご予約のお問い合わせ等がくるようになってきているというお話も伺います。

当然、これからもそういった外国人観光客が町内に訪れるということは増えていくのかなというふうには思っておりますが、現時点でまだ数値云々まで把握をするというところまではまだまだいってないというような状況でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 春の観光シーズンをはじめ、通年観光を通じた外国人向けの観光案内に、今後、高齢者を含め、育成すべきと思うが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 現在、産業課のほうで三春町の観光ビジョンというのを作成しておりますが、その中でも、いわゆる観光案内の部分について強化をしていくということをやっていたらだいております。

現在、ボランティアの皆様によります観光案内をしていただいておりますが、こういった皆様方と連携をとりながら、育成、そういった面についても取組みを進めていければというふうに考えております。

今後の検討とさせていただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○1番(新田信二君) 2つ目に、三春町の観光資源につきまして。

三春町は他の市町村にはない歴史と文化遺産を数多く保有しています。また、残された歴史・文化を守っていかなければなりません。そのためには観光収入が必要と考えられます。

平成30年に愛姫生誕450年を迎えるに当たり、三春藩の歴史と歩みを愛姫を中心としたアニメ制作で現在の文化遺産につなげれば、今以上に文化財の利活用となり、福島県、また全国へPRができることと思っております。

これからの観光の資源は子供たちと元気な高齢者です。町とアニメ制作会社福島ガイナックスが共同制作し、三春の観光資源を掘り出すべきと思うが、お伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、平成30年は愛姫生誕450周年を迎えることから、町の歴史民俗資料館では、平成30年4月に愛姫に関する特別展を開催する予定であります。

町といたしましては、平成29年度から東京オリンピックが開催されます平成32年度までを、現在策定中の三春町観光ビジョンに基づきまして、愛姫、これを観光キャラクターに据えながら、PRを強化して参りたいと考えております。

その中で、ただいまご提案のありました福島ガイナックスとの連携によります観光資源の開発、これらについても検討を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 三春町観光は、春の滝桜のほかに文化遺産である神社仏閣が多くあります。

町として、今後、三春の文化遺産、神社仏閣の保存につきましてお伺いいたします。

○議長 ただいまの質問については、これは神社仏閣の保存だね。保存については通告を受

けていませんので。

質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 現在、福島県の観光客数は全国で45番目であります。6年前の東日本大震災から風評被害もあります。今月で丸6年を迎えます。

昨年あたりから、いわき市、会津若松市の観光復興に続き、食文化も戻りつつあります。三春町の三春駒も金賞を受賞いたしました。

今後の三春町の通年観光を考えると、食べる・歩く・歴史を楽しむ・住んでみたい町、このまちづくりのためにも、福島ガイナックス、共同で三春ホームページ等を作成が早めの検討を必要と思いますが、再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 三春町に進出いたしました福島ガイナックス、これとの連携は、今後とも図っていきたいというふうに考えております。

その中でさまざまな取組みが考えられますので、今ほどご提案ありましたホームページ、そういったものも検討の中の一つなのかなと思っておりますが、議員ご指摘のとおり、子供たちと、それから高齢者が観光にはターゲットとしては非常に重要なんだというご指摘でございますので、特にアニメ、そういった観光キャラクターを用いた福島ガイナックスとの連携は引き続き図って参りたいというふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 10番佐久間正俊君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番(佐久間正俊君) 先に通告いたしました1点について質問をいたします。

高齢者施設の現状・課題及び今後の対応策について。

三春町には、養護老人ホーム、三春町敬老園をはじめ多くの高齢者施設があります。

話によると、特別養護老人ホームによって入所待ちが多く、入れないとのことが多いと聞いております。人数的には300名以上の待機者がいると耳にします。

そこで、次の4点について質問します。

町内の高齢者入所施設の定員に対する入所者数をお聞かせ願います。養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム。

2番といたしまして、介護サービスの通所介護デイサービスの町内の利用人数は1カ月何人なのか、お聞かせ願います。

3番といたしまして、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホームの待機者は何名いるのか、お聞かせ願います。

4点といたしまして、上記の3点について、町としての課題やそれに対する今後の対応についてお聞かせ願います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 10番議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の高齢者入所施設の定員に対する2月末現在の入所者数は次のとおり

でございます。

養護老人ホーム三春町敬老園は定員80名に対し78名入所です。特別養護老人ホームあぶくま荘は定員50名、地域密着型特別養護老人ホームほほえみの里は定員29名と、いずれも満床でございます。認知症対応型グループホームは4施設あり、なごみの里は定員9名、みはるは定員18名、ほほえみは定員18名、は～とらいふみはるは定員9名で、いずれも満床となっております。

2点目の町内の通所介護デイサービスでの1カ月当たりの実利用人数でございますが、デイサービスは町内に7カ所あり、1カ月当たりの実利用者数は、最新のデータである昨年12月で見ますと409名となっております。

3点目の特別養護老人ホームと認知症対応型グループホームの待機者数ですが、特別養護老人ホームについては、入所希望者が全国の施設に複数申し込みできるため、福島県において、昨年の4月に実人数を調査した結果、実人数91名となっております。認知症対応型グループホームは、町内のみの対象であります。こちらも希望者が複数施設に申し込みできますが、施設によって2名から8名の待機者がございます。

4点目のこれらの施設に対する課題や対応でございますが、養護老人ホームの整備については、広域的受け入れ施設で、県内の他の施設に空き施設があることから、現状を維持したいと考えております。通所介護事業所デイサービスは、町内7カ所の事業所の中には定員までに余裕がある施設もあるため、現状を維持したいと考えております。養護老人ホームは広域受け入れ施設と町民のみの入所できる地域密着型施設がありますが、町内には平成25年度地域密着型を整備したことから、こちらも現状を維持したいと考えております。認知症対応型グループホームについては、待機者が2名から8名程度であることから現状を維持して参りたいと考えております。

いずれにしましても、町としましては、身体の状態が悪化しないよう、介護予防事業の充実を図って参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君。

○10番(佐久間正俊君) ただいまの答弁を聞いていますと、総体的に言うと、現状維持を維持したいということだろうと思います。

ただ、今後10年、15年先を見ますと、団塊の世代の皆さんが、私も含めて、恐らく入所希望者が増えてくるんだろうと、そういうふうを考えております。

そのとき、町とすればどういうふうな対応を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 10年、15年先を見据えての対応はどうなんだというふうなことのお質しかと思いますが、団塊の世代の方々が後期高齢に突入して参ると、あわせて、今対応している介護保険制度、これは、制度内容がどうなってくるか、そういったものも踏まえ、そのときの状況に応じて施設の増設あるいは介護予防事業の取組みなど、そういったものをトータル的に考えて対応して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 9番三瓶文博君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番（三瓶文博君） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告しました定住人口の増加の関連として2つの質問をさせていただきます。

1点目は、平成27年3月・6月議会に同僚議員からも質問のあった空き家対策であります。

平成26年、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。この法律は、適切な管理が行われていない空き家等が防災・衛生・景観上の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産の保護を、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の利用促進をするという目的であります。

この法律においては、利活用できる空き家等と防災・衛生・景観等の観点から取り壊しが必要な特定空き家等に分けられ、空き家の所有者の責務と市町村の責務を定めてあります。

市町村は、空き家への立ち入り調査、空き家等の所有者を把握するために、固定資産税情報の内部利用、または、特定空き家に対しては指導・勧告・命令・代執行の措置等が可能となりました。

県内では条例化した調査もありますが、三春町における現状の取組みをお聞かせいただきたい。

2点目でございますけれども、2点目は既存の住宅団地などの空き地の活用についてでございます。

近年、三春町において、原発被災による避難を余儀なくされ、三春町に住宅を取得し、生活再建をされた方々が大勢いらっしゃいます。また、アンケートによると、避難者の方で三春に住みたいという回答が多いと聞こえております。定住人口の増加、交流人口の増加は、消費の拡大につながり、我が町にとってメリットは大きいと考えます。

そのような観点から、土地の需要が高まっている今、取り組むべきは、住宅地の造成も一つではありますが、今から取り組んでも2、3年の月日を要します。

三春町には幾つかの住宅団地がございます。特に、八島台、桜ヶ丘、永作においては、平成の初めごろ造成され、既に30年近くが経過しましたが、まだ空き地が多くあるのが現状でありますし、住んでいる方の高齢化が進んで参りました。定住人口の増加、また健全な街区の形成、若年世代の住宅取得等を目的に利活用をすべきと考えますが、町当局として、現状と今後について考えをお聞かせいただきたい。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

町では、これまでに空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、町内にある空き家等の実態調査と、その情報を管理するデータベースの整備を行ってきたところであります。

また、同法の規定に基づき、町内の空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画の策定を予定しており、現在、素案を取りまとめている段階になっております。

今後は、関係機関や不動産業、建築業者といった専門家、地域住民などと連携し、空き家等の利活用や危険な空き家への対応といった総合的な対策に取り組んでいく考えであります。

2点目の質問についてでございますが、住宅団地などの空き地については、それぞれに所有者がおり、その利用については、基本的には所有者が行うものと考えておりますが、これら

の空き地の利活用を支援するため、町では、空き家等情報窓口事業を実施しております。

この事業は、空き地の所有者が希望する場合、売却などの意向を伺った上で、空き地の情報を町のホームページに掲載し、購入などを希望する方に紹介する事業となっております。

こうした事業について、今後も広報などを活用し広く周知を図り、事業の利用を促進することで空き地の利活用に寄与できればと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 1点目についての質問でございます。空き家法案ができて空き地の対策ができますと、今まで手をつけられなかったことができるようになるわけでございますけれども、その利活用の観点から、町として、今後考えていることがあればお聞かせください。

それと、2番目の質問でありますけれども、三春町の空き家情報等窓口を開設をしているということでございますけれども、ホームページ上でのぞきますと、今、12物件ぐらい出ていると思います。

その中で、相談の内容などについてお聞かせ願えればと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目の特措法の中でどういう形で特措法を生かしながらやっているものがあるのかということかと思いますが、まず、特措法の中で、当然危険家屋もありますけれども、空き家調査というのを行って参りました。これは、25年から区長さんなどの協力を得まして空き家調査をしました。

空き家調査というのは、特措法の目的というのは、危険な家屋の状況でございますが、それ以外に、今お質しのありましたように使える家屋もあるわけですから、そういうものも含めて25年度から調査をいたしたものでございます。

現在の情報でございますが、まず、それらの結果では、町で現在把握しているのでは、240軒ほどの空き家と見込まれる物件を把握しております。それは当然外観からの調査でございますので、外観から見て、240のうち利用可能であると思われるものが33軒ございます。それから、一部修繕すれば使えるんじゃないかと思われるものが154軒ございます。それから、外から見て、これは当然、最終的には協議会をつくって、そこで最終的には判断になるかと思うんですが、これは利活用が困難だと思われるものにつきましては53軒ほどございます。

これらを特措法に基づく協議会というのを、先ほど町長が申しましたように素案をつくっておりますので、協議会を29年度早々に立ち上げて、その中で危険家屋というものの取り扱いについては協議していくようになるかと思っております。

2点目ですが、空き家・空き地等の情報の窓口事業の実施状況とありまして、件数については議員お質しのとおりでございますが、どういう相談内容かといいますのは、情報をインターネットに出しまして、お互いその情報を見れるというような情報でございますので、当人同士がどういう形で対応しているのかというのは、当然、それは当事者同士の守秘義務がありますし、町がそこに入って、どういう状況でしたかとか、どこまでなっていますかというのは、当然それは町のほうでは立ち入っておりませんし、ただ、どういう形でお互いがやっているのかというのは把握しているということでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番(三瓶文博君) お聞きした観点なんですけれども、取引の内容ではなくて、空き家を持っていらっしゃる方たちが相談窓口によこすというのは、相談も含めてあると思うんです。どういった相談があるのかということ、ちょっとお聞きしたいということでもあります。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 相談内容でございますが、全ての相談内容を把握しているわけではございませんが、知り得るところでございますと、例えば、ホームページを見たんだけど、これは例えば何年まで人が住んでいたんですかとか、町で答えられる内容でございますと、当然、当事者同士の相談になる前に、町ではどの程度把握していますかとか、町で持っている情報はどこまで教えていただけますかという内容の情報でございますと、先ほど申しました、それ以上の内容につきましては、お互いにご相談くださいという形で、町が間に入った場合の相談を受けた例はございますけど、そういう内容だったということでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番(三瓶文博君) これ、個人の所有地であるがためになかなか手をつけられないというのがあると思いますけれども、この土地がちょうど取得されたころというのはバブルのころだと思うんです。現在、多分その当時より値段が下がっている場所もあるかと思うんです。30年という月日が、やはり所有権にいろいろな変化が起きてくるというふうなこともあると思うんです。

一例ですけれども、例えば八島台だけを航空写真からこういうふうな感じで捉えても、これは果たして健全な街区の形成なのかというふうな思いがあるわけでございます。確かに個人の所有物ですので、なかなかそこに踏み込むことができないわけでございますけれども、私ちょっと存じ上げませんけれども、これを造成した当時に、多分、停止条件とか、そういうのはあったのかな、何年か後に云々とかということ、ちょっと存じ上げませんけれども、例えばそういったことをきっかけに意向調査等ぐらいはできないのかなと思うんです。空き家相談だけ窓口で待っていても、なかなかこれは進んでいかないと思うんです。これをそのまま置きますと、塩漬けになるような可能性もあるんじゃないかと、大変今後に向けて大きな問題だと思うんですけども、いかがお考えでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長。

○総務課長 まずは、個人の土地についてももう少し踏み込んで調査ができないかというお質しかと思いますけども、原則は、先ほど申し上げましたように、自分の土地は自分で管理する。所有者が管理するというのが原則でございます。

ただ、今の法律ですと、そういうものはそういう対応しかできませんが、将来にわたって、例えば管理上、所有者がわからないとか、草ぼうぼうになって管理もできないという形であれば、どういう形で対応できるのか、その所有者の実態も踏まえて、どういうことができるのかというのは、将来の課題になろうかと思いますが、そのときはそのときの法律の対応で対処するしかないかと思いますが、現実には、やはり個人の所有物に対しての制限はあろうかと思います。

ただ、できる範囲でやれることについてはやっていくべきだろうとは思っております。
以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 2つ目の質問ですが、通年観光における情報発信についてであります。

間もなく、三春が1年を通し一番にぎやかな桜の時期を迎えます。町としても、4月1日より6月18日までを三春春まつりと位置づけ、それぞれの団体による多くの事業が計画されております。

また、空き店舗対策等による多くの飲食店が増え、お客様を迎えられる環境が整って参りました。

しかし、この時期を過ぎますと、まさに静かな三春町になってしまいます。春に訪れたお客様たちがリピーターになり、更には新たなお客様を迎え入れる施策が必要と考えられます。

三春町観光ビジョンの素案によれば、通年観光のPRについては、フィルムコミッションの展開によるイメージ向上、公式ホームページの充実と観光案内マップの充実、モニターツアー等による検証と各種観光開発業者への情報提供と書かれております。

これを、どこにどのような方々をターゲットにして情報を発信していくのか、より具体的な施策等、町当局のお考えをお聞かせいただきたい。

2つ目、インバウンド、外国人旅行者誘客に対する情報伝達の対策についてでございます。

平成28年、日本には外国人旅行者が2,400万人訪れました。福島県にも、平成28年1から11月において6万6,370人が訪れています。

日本の人口減少は経済全体の規模縮小を招くことから、それを補うため交流人口を増加させることが求められています。特にインバウンドの推進は国の成長戦略にも位置づけられ、国では、東京オリンピックに向け4,000万人を予測しており、それを需要創出による経済活性化につなげようとしています。

今後、三春町にも多くの外国人が来ることが予想されるわけですが、町には、外国人に向けての案内板、または外国語によるガイドブック等がなく、インフォメーションができていない状況にあります。

三春町は、他の町村と比べても神社仏閣や歴史的資源も数多いと思います。外国語での情報案内が必要かと思われませんが、このインバウンド対策について町当局のお考えをお聞かせいただきたい。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 まず、情報発信についてでございますが、観光パンフレットなどの配布によります情報発信、これはもとよりでございますが、平成28年度、今年度におきまして、三春まちづくり公社、それから三春観光協会のホームページ、こちらを一新しまして、より多くの情報をより見やすく提供できるよう整備を行っているところでございます。

また、掲載されました情報が常に最新の状況であるように、更新作業の体制づくり、これもあわせて進めているところでございます。

さらには、インターネットによりますコミュニティー型のウェブサイト、SNSというんでしょうか、こちら情報発信の媒体として大いに活用して参りたいと考えております。

次に、インバウンド対策といたしましての外国人旅行者に対する案内表示についてであり

ますが、昨年度は、滝桜の現地の説明板のほうに、日本語、英語のほか新たに中国語の追記をいたしたところがございます。これ以外の観光地等の説明板及び案内板につきましても、今後年次計画によりまして、多言語の表記、これを検討して参りたいと考えております。

また、スマートフォン、そういった機器を活用した観光案内の情報提供、これらも視野に入れながら、インバウンド対策に取組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 今回、観光協会でリニューアルをしましたウェブサイト、これは非常に素晴らしいできばえだと思います。大変範囲も広いですし、多言語での変換も可能になっていますし、食べる、いろいろな部門においても大変内容が整ったと、そのように評価しているところがございます。

ただ、三春に例えば来る場合に、通年観光と結びつけた場合に、外から来る方が普通、滝桜を目的に来るといって、滝桜をインターネットで探しますので、例えば携帯サイトでもそうですけども、そうすると、ほかにリンクしにくいという部分があって、こういった部分に対しては、滝桜を見に来ていただいて、三春町で、例えば、それからどう動くかということも非常に大切なことであって、滝桜から何とか中心市街地にお客様を入れたいというのがいろいろな方たちの思いだと思うんです。

こういった中で、滝桜の入場者に、町の観光ガイド、これを渡しているのかもしれませんが、入場者に三春の年間を通したイベントの案内等、ワンペーパーのもので構わないと思うんですけれども、そういったものが配れないかと、皆さん他県からお見えになっていますので、例えば、年間こんなものもあるんだということを表現できればなというような思いもあるんですけれども。

それと、その中の問題なんですけれども、三春は、インターネット等で行事、お祭りなんかを見ましても、メインなものはあるんですけれども、そのほかに、個人とか、地域の団体がやっている様々なイベントがあるんだと思うんです。こういったものを地域の団体さんがやった場合にはなかなか発信の能力に限界があるわけです。ですから、そういった町にあるものに付加しまして、町で把握しているものだけでも、そういった三春の一応イベントの中に組み込んであげられれば、より一層効果がよろしいと思うんですけれども、そこら辺に対してお考えをお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 まず、1点目の滝桜の入場者への年間イベントのお知らせということでございますが、町の観光パンフレット、あるいはまちづくり公社観光部のほうで制作しておりますパンフレットの中にも、そういった年間を通じたイベントは記載がされておるかと思っております。

なお、それらを確認した上で、過不足があれば、そちらも含めて配布ができないかということは検討して参りたいというふうに考えております。

それから、2つ目のいわゆる地域のイベントをもっと情報提供できないかということでございますが、例えば盆踊り一つとりましても、町内では、沢石あるいは岩江、旧町はもちろんでございますが、いろんなところで盆踊りが行われております。それぞれの団体がそれぞれ地域のお祭りということで行っておるということでございますので、こういったものも、三春の盆踊りという形で一つの情報提供をすることも考えられるだろうと思っております。

あるいは、春の観光シーズンにさまざまな各地域での取組みが行われておりますものを、町のほうでは、三春春まつりというふうなくくりをいたしまして、それぞれお知らせもしているところがございますので、今後ともそういった取組みは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番(三瓶文博君) 先ほど同時にすればよかったんですけども、多言語観光ウェブサイト、先ほど15番議員の質問の中にもあったと思うんですけども、ふくなか15という15市町村で取り組んでいる多言語情報サイトでございますけれども、これは、飲食・ショッピング・宿泊・観光施設・サービス、これを8つの言語で変換できるというサイトなんです。

これ、三春も、飲食団体云々にそれを配ってやっているところがございますけれども、例えば町の取組みとしてこれを振る場合に、例えば商工会にやっても、商工会の会員になっていないお店も結構あるわけなんです。例えば飲食店にしても、会員にならないお客様もいっぱいいるわけなんです。ですと、くまなくそれが情報発信されないという部分があるんです。

このサイト、非常に私は得だと思えます、無料ですし、日本語から8カ国ぐらい自動変換ができて、そして、15市町村ですから、この中通りエリアが全部網羅できるということで、非常に、食べ物を探すのにも、あとは物産とかも出せるようになっていきますので、だから、強かに町としては推してほしいと思うわけでございますけれども、その情報の周知について、そういったことに関してどのように考えるか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 ご指摘いただきました多言語のウェブサイトでございます。商工会あるいは飲食店、組合さんのほうにお世話になりまして、いろいろと取組みをさせていただいておりますが、おっしゃるように、団体に属していないお店、こういったものも最近町内にはあちこちできておりますので、例えば観光協会の会員への勧誘、そういったものともあわせて何かお知らせ、そういったものもできればなというふうに考えておりますし、できる限り参加していただければ、それらの情報がより効果的になりますので、ご指摘いただいた点も含めてPRを図っていきないうふうに考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会いたします。

傍聴者の皆様、最後までありがとうございました。

(午後2時37分)

平成29年3月15日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 影 山 初 吉
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善 次	13番 影 山 常 光
14番 日下部 三 枝	15番 佐 藤 弘	16番 陰 山 丈 夫

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 小 林 鶴 夫

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 佐久間 収 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	佐久間 幸 久	財 務 課 長	佐 藤 保 良
住 民 課 長	遠 藤 信 行	除 染 対 策 課 長	村 田 浩 憲
税 務 課 長	増 子 伸 一	保 健 福 祉 課 長	佐久間 孝 夫
産 業 課 長	新 野 徳 秋	建 設 課 長	伊 藤 朗
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	遠 藤 弘 子	企 業 局 長	滝 波 広 寿

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	影 山 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	大 津 茂
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成29年3月15日（水曜日） 午後2時20分開会

第1 「議案第7号及び第8号の一部訂正の件」について

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第3 付託議案の委員長報告

第4 議案の審議

議案第 1号 町道路線の認定及び変更について

議案第 2号 三春町児童館条例を廃止する条例の制定について

議案第 3号 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料を廃止する条例の制定について

議案第 4号 三春町地域子育て支援センター設置条例の制定について

議案第 5号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 7 号 三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 8 号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 9 号 三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 10 号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 11 号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 12 号 三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 13 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 14 号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 15 号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
 - 議案第 16 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
 - 議案第 17 号 平成 28 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について
 - 議案第 18 号 平成 28 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
 - 議案第 19 号 平成 28 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 20 号 平成 28 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
 - 議案第 21 号 平成 28 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 22 号 平成 28 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 5 号）について
 - 議案第 23 号 平成 29 年度三春町一般会計予算について
 - 議案第 24 号 平成 29 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第 25 号 平成 29 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第 26 号 平成 29 年度三春町介護保険特別会計予算について
 - 議案第 27 号 平成 29 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
 - 議案第 28 号 平成 29 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
 - 議案第 29 号 平成 29 年度三春町病院事業会計予算について
 - 議案第 30 号 平成 29 年度三春町水道事業会計予算について
 - 議案第 31 号 平成 29 年度三春町下水道事業等会計予算について
 - 議案第 32 号 平成 29 年度三春町宅地造成事業会計予算について
 - 議案第 33 号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- <追加議案>
- 議案第 34 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

第 5 特別委員会の委員長報告

6 会議次第は次のとおりである

（開会 午後 2 時 05 分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは皆さん、こんにちは。

会議に先立ち報告いたします。11 番小林鶴夫君から病気、入院のため、概ね 3 カ月程度欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまより、本日の会議を開きます。

○議長　ここで議長より申し上げます。

本定例会初日に、会議録氏名議員を指名したところですが、指名いたしました議員が病気、入院のため、会議録署名議員の変更を行います。

1 1 番小林鶴夫君から 1 2 番橋本善次君へ変更いたしますのでご了承願います。

…………… 「議案第 7 号及び第 8 号の一部訂正の件」について ……………

○議長　ただいま、町長から提案されている議案第 7 号「三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」、並びに議案第 8 号「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」、その内容の一部について、訂正したいとの申し出がありましたので、議案第 7 号及び第 8 号訂正の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、ただちに議案にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号及び第 8 号の一部訂正の件を日程に追加し、追加日程第 1 とし、ただちに議題とすることに決定いたしました。

一部訂正の議案を配布いたしますので、少々お待ちください。

(議案書配布)

○議長　配布もれはありませんか。

○議長　それでは、追加日程第 1 により議案第 7 号及び第 8 号の一部訂正の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長　去る 3 月 2 日に提出いたしました議案書の一部に訂正すべき箇所が生じたので、訂正くださるようお願いいたします。

訂正する議案、議案第 7 号「三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 8 号「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」の一部の訂正であります。

なお、内容については別紙のとおりでありますので、訂正方よろしく願いをいたします。

○議長　お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 7 号及び第 8 号の一部訂正の件については、会議規則第 1 9 条の規定により、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号及び第 8 号の一部訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

ここで議案審査のため、暫時休憩いたします。

ただちに、文教厚生常任委員会を開催を願います。

再開は追って連絡いたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩 午後 2 時 2 4 分)

<休 憩>

(再開 午後 2 時 2 9 分)

…………… 再 開 ……………

○議長　それでは休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

……………付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第2により、陳情事件の報告並びに審議を行います。

初めに、付託陳情事件の委員長報告を求めます。

まず、経済建設常任委員会の付託陳情事件の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が3月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月7日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の陳情について

陳情者 田村市船引町船引南町通5-2 日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会

議長 白岩 進一郎

本陳情は、福島県の最低賃金は、政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国でも31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較して極めて低いことから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求めるための要望するものであります。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

討論があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、採択することに決しました。

次に、総務常任委員会付託陳情事件の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が3月定例会において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月6日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第3号 避難指示区域外避難者への避難住宅無償提供継続を求める意見書の提出について

陳情者 三春町字清水5-5 いのちを守る三春の会 代表 大河原 さき

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1 政府と福島県は、原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸住宅の無償提供を継続し、現在の入居者に対して、2016年度末での退去を迫らないこと。

2 政府は「原発事故子ども・被災者生活支援法」を尊重し、抜本的な住宅支援制度を早急に確立すること。

以上について、総務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、継続審査にすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君

○15番(佐藤弘君)

陳情内容について、2017年の3月末でもって打ち切ると、こういう中身である。それについて継続ということは、6月の定例会で審査をするということになる。

問題なのは3月いっぱい打ち切りになるのを継続にするということはあるべきではない。あり得ないと考えます。どうして、そういう中身の中で継続ということになったのか、お尋ねをいたします。

○議長 質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

常任委員長。

○総務常任委員長 政府の方針としては、今年の3月31日でもって借り上げ住宅の家賃の支援を打ち切るということでございますが、それに対して、県のほうが、若干限定はされますが、支援するというところでございます。

平成31年まで18歳以下の子どもの居る世帯、避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がいのため、避難先の特定病院での治療を必要とする世帯については引き続き、民間住宅家賃への支援は続けられます。

平成29年3月で、全てが無くなるわけではありませんので、引き続き検討するというところで継続審査としたわけでございます。

○議長 ほかにありませんか。

15番佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 今回の答弁なんですけども、限定される、または縮小されるということが正しいのか、言葉の使い方は別としまして、現在行われていることに対して、陳情の中身は引き続きということでの陳情でありますので、その中身が変わる中身で、したがって今月末で終わらないという判断をしたので継続だというのは、全く趣旨に反するっていうか、趣旨を受け止めてないということになるんです。

問題なのは31日で切れるということについて切らないでほしいという陳情でありますので、その件について再度お尋ねをしたい。

○議長 質問に対する常任委員長の答弁を求めます。

常任委員長。

○総務常任委員長 ここで、総務常任委員会の委員として出された意見を少しだけ述べさせていただきます。

本陳情に賛成の意見としては、原発事故に対する不安の抱き方は人それぞれである。甲状腺癌の検査状況を踏まえれば、戻ってきて大丈夫だ、安全だとは誰も言い切れないものであり、そうした方の支援は国や東京電力の責任で継続して行うべきといった意見がありました。

また、自主避難をしたいと思っても、避難できない方がいること、避難指示区域の解除が進み、精神的賠償のあり方が、避難指示解除後1年分までになったこと、かなり限定的な支援に変更にはなったが、自主避難者に対する支援施策も創設されたことから、国や県の対応については、やむ得ないといった意見もありました。

また、自主避難者も好んで避難しているわけではないのは、心情的には理解はできるが、多くの方は故郷に残り、そこでがんばっている状況もある。避難指示区域も含め、今後の自主避難者への国や県の動向を注視する必要があるのではないか、といった意見がありました。

以上のような様々な意見が出され、なお継続して検討を要するものと判断したところでございます。

以上です。

○議長 ほかにございますか。

15番佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) ただいまの委員会のなかの内容について、色々賛成もあり、反対もあり、色んな問題があると。様々な意見が出されたということであります。色んな問題があるから継続だということは、それは色んな問題については解決を今月中にする、そういう見通しは全くないわけです。今後もそういう色んな問題が続くということでありますから。その問題があるから継続ということでは、全く趣旨とは違う方向で議論をされてる。この趣旨について採択するのか、採択しないのかという中身の議論ではないと思いますので、できれば再度、検討を願えないのか、お尋ねをいたします。

○議長 質問に対する、常任委員長の答弁を求めます。

常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会としては継続審査といたします。

以上です。

○議長 その他ございますか。

(なしの声あり)

○議長 無いようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長 討論があれば、これを許します。

(議長の声あり)

○議長 15番佐藤弘君。

○議長 それでは、これより討論を行います。

付託常任委員会の申し出は継続審査であります。

したがって、まず、本件陳情を継続審査とすることに反対者の発言を許します。

佐藤弘君。

○15番(佐藤弘君) 継続に対しての反対討論を行います。

質問でも述べましたけれども、3月31日で打ち切りと、そういう中身の陳情でありますので、継続すること事態が私はおかしい。継続しないで3月31日まで結論を当然、議会としては出さなきゃない。採択なのか、不採択なのか、別といたしまして、継続はあり得ないだろうと。

継続した場合は、6月の定例会に。そのときは既に打ち切られているという状態です。そのなかで、どういう質疑をするのか、どういう議論をするのか。ないんです。なし崩し的に終わりということでございます。継続は。

したがって、議会としてはすべきことではないと、私はそう思いますので、継続については、そういう立場で反対いたします。

本当に苦しんでいる方、今、実際受けている世帯は、福島県内でも、たくさんいるわけです。

三春のなかでも30世帯、52人が避難をしていると。陳情書にも書いてあるとおりであるし、もろもろの中身のなかで部分的に継続されるということがあっても、現在打ち切られるという中身については、そのままそっくり継続させていくと。色んな問題が委員会で出されたのが、きちっと整理をなされるということであればいいですけども、多分、今後も色んな議論があるだろうと思います。

その他に、皆さんが思われる、現在、避難、帰還が言われておりますので、10万の補償の問題も無くなるんじゃないかと、帰還といいましても、すぐ帰還できる問題ではないんです。2,3年当然かかると。そういうなかで、帰還できるんだから、もう帰還しない人については補償ないんじゃないかと、こういう議論にもなりかねない裏の陳情を持つ中身になりますので、継続については、ぜひ取り止めをしていただいて、再度、審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 次に、本件陳情を継続審査とすることに賛成者の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 2番本田忠良君

○2番(本田忠良君)

ただいまの意見に対してですが、この陳情書を見ますと、国、政府だけに言っているわけではないんです。政府と福島県に対して要望書を出しているということでございますので、福島県は国に代わってやると言っているわけでございますので、これからも継続して福島県の様子を見るべきではないかなというふうに思います。

また、先ほど30世帯52人が避難していると言いましたけれども、きっきんの人数では、21世帯35人であります。

また、三春町内における甲状腺癌についてでも、平成26年から4年間に渡り、一巡目、二巡目と検査されてきたが、三春町内においては今のところ全く皆無でございます。

専門家で作る検討委員会においても、他市町村において一巡目での検査で見えられた甲状腺癌について放射線によるものとは考えにくいといった判断をくだしております。

また、三春町は全て住宅において除染作業が完了してあります。

こういった点から、三春町は全く安心、安全でございますので、県外避難者の方には、ぜひ町内に戻ってきて住んでほしいということでございます。といったところから、鑑みまして、この継続審査ということを私は望みたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で、討論を終結いたします。

それでは、陳情第3号「避難指示区域外避難者への避難住宅無償提供継続を求める意見書提出の陳情について」の取り扱いについて採決をいたします。

本件陳情に対する常任委員会の申し出は継続審査であります。

したがって、陳情第3号を継続審査することに賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

1番 新田 信二議員、 2番 本田 忠良議員、 3番 影山 初吉議員、
4番 松村 妙子議員、 5番 山崎ふじ子議員、 7番 佐藤 一八議員、
8番 渡辺 正久議員、 9番 三瓶 文博議員、 10番 佐久間正俊議員、

12番 橋本 善次議員、13番 影山 常光議員、14番 日下部三枝議員

○議長 着席ください。

起立多数であります。

よって、陳情第3号は継続審査とすることに決しました。

○議長 次に、委員会付託を省略し、全体会で審査した陳情第2号「役場庁舎の早期着工及び早期完成を求める陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第2号は、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、継続審査とすることに決しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月6日、7日、8日、9日及び15日の6日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第4号 三春町地域子育て支援センター設置条例の制定について

議案第5号 三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、3案について、総務課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成28年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、税務課長及び会計室長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月2日に日程設定を行い、3月6日、7日、8日、10日及び3月15日の6日間、第4委員会室において開会いたしました。3月6日には現地調査も行いました。

議案第1号 町道路線の認定及び変更について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度三春町一般会計予算について

建設課長、産業課長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成29年度三春町水道事業会計予算について

議案第31号 平成29年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第32号 平成29年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上3案について、企業局長の出席を求め、本案について詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月2日に日程設定を行い、3月6日、7日、8日、9日、10日及び15日の7日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第2号 三春町児童館条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について、生涯学習課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号 三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料を廃止する条例の制定について

議案第11号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

教育課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 平成28年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

住民課長、教育課長、保健福祉課長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第19号 平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第20号 平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

以上3案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしま

した結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について
住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度三春町一般会計予算について
住民課長、教育課長、保健福祉課長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第25号 平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第26号 平成29年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第29号 平成29年度三春町病院事業会計予算について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計予算について
住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第15号及び16号の人事案件、議案第22号及び第28号の放射性物質対策特別会計の補正、当初予算関係並びに議案第33号の議会委員会条例の一部改正の5議案につきましては、委員会に付託せず、全体会で審査を行いましたので申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第1号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「三春町児童館条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「三春町地域子育てセンター設置条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、村上弘氏を監査委員に選任することに同意することに決定いたしました。

○議長 村上弘氏の出席を求めていますので、出席を許します。

(村上弘氏入場)

○議長 ただいま監査委員の選任に同意をいたしました村上弘氏より、ここでごあいさつをいただきたいと思えます。

○村上弘氏 村上弘です。よろしくお願いいたします。今回話がありまして、役場の方から地方自治法を見せられました。それを先に見たら、多分断っていたと思いますが、責任の重大さを感じております。前任者の席を汚すことなく頑張りますので、皆様のご指導よろしくお願いいたします。

(村上弘氏退場)

○議長 議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本とき子氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意することに決定いたしました。

議案第17号「平成28年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成28年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成28年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第20号「平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第21号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成29年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成29年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成29年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成29年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成29年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成29年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、12番橋本善次君ほか2名より、議案第34号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

議案第34号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題と

いたします。

趣旨説明を求めます。12番橋本善次君。

○12番(橋本善次君) 議案第34号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成29年3月15日提出

提出者 三春町議会議員 橋本 善次

賛成者 三春町議会議員 山崎 ふじ子

賛成者 三春町議会議員 松村 妙子

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成29年3月15日 三春町議会議長 陰山 丈夫

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第5により、特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修対策特別委員会委員長。

○桜川河川改修対策特別委員会委員長 桜川河川改修対策特別委員会より報告いたします。

昨年3月定例会の委員長報告後、本日まで桜川河川改修事業及び関連します県・町事業の取組みについて、現地調査も行いながら随時担当者より報告を受け、慎重審査をして参りました。

これまでの活動内容について概要を申し上げます。

桜川河川改修事業は、皆さんご承知のとおり昨年8月に上流工区が完了し、9月20日に竣工式が開催されました。議員皆様はもちろん、長年にわたり事業促進にご尽力いただきました「桜川改修を進める会 武田会長」はじめ関係皆様とともに竣工をお祝いしたことは、この上ない喜びであります。

今後は、「なかまち蔵」や「百杯宴広場」など町が整備しました周辺施設も含め、どのように活用していくか委員会でも知恵を出し、関係皆様と連携し中心市街地の活性化や「まち中」の観光振興につなげていきたいと考えております。

なお、町では来年度の予算に、町民の皆様にご協力を得ながら、桜川周辺を花で飾るための予算を計上するなど、美化活動に力を入れる方針が報告されました。

当委員会でも昨年11月10日、11日に実施しました「川の持つポテンシャルを活かした埼玉県の取り組みについて」の研修を参考にしながら、地域の方々と協力して活動していくとともに、『桜川河川敷き内の堆積土砂の撤去、草木の刈払い及び工事残材の清掃といった環境整備について』、河川管理者である県に対し継続して要望して参ります。

一方、下流工区は、県で調査・設計や関係機関との協議を進めていますが、未だ事業化の目途がたっていないことから、早期事業化に向け要望を実施して参りたいと考えております。

つきましては、下流工区の早期事業化並びに上流工区のより良い景観形成及び良好なまちづくりのため、今後も積極的かつ慎重な審査を継続して実施して参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いをいたします。

以上、桜川河川改修対策特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長。

○三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

平成28年度において、当委員会は計7回の委員会を開催いたしました。

6月に開催の委員会においては、三春小学校校舎を利用し、4月から運営を開始した児童クラブの施設整備状況を現地調査するとともに、運営状況全般について担当より説明を求め、審査を行いました。また、併せて旧中央児童館に赴き、施設の現況等について調査をいたしました。

7月から8月にかけては、3回の委員会を開催して、教育委員会策定の「町立小学校再編等に係る対応について（素案）」に関する協議を継続して行い、当委員会としての意見集約ととりまとめを行いました。

なお、とりまとめた意見については、議長へこれを報告するとともに、併せて執行部への意見書とするように依頼をいたしました。その後、8月25日付けで、教育委員長へ議長名にて意見書として提出をしております。

小学校の再編につきましては、当委員会として注視している案件であり、今後も引き続き随時報告を求めるとともに、慎重な審査をして参りたいと考えております。

9月に開催の委員会においては、岩江地区に赴き、岩江幼稚園照明器具更新工事及び岩江小学校カーペット改修工事の現地調査を実施いたしました。ともに、工事の概況等について担当より説明を求め、審査を行いました。また、工事完了後の子どもたちの様子についても、園長及び校長より説明を求め、現況の確認を行いました。

12月に開催の委員会においては、小規模校の現況を把握するため、沢石小学校に赴き、児童の学校生活について学校より説明を求め、併せて、複式学級の現況等について確認を行いました。

また、本日の委員会においても、前回に引き続き、小規模校の現況把握として、中妻小学校に赴き、現地調査を実施したところであります。

当委員会としては、各小・中学校の運営などについて、引き続き、広い視点から、積極的に議論して参りたいと考えております。

以上、活動の内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町議会広報広聴特別委員会副委員長。

○三春町議会広報広聴特別委員会副委員長 三春町議会広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年4月から昨日まで、「議会報みはる」の編集・発行や、「町民と議会との意見交換会」の企画・検討などについて、計9回開催いたしました。

まず、「議会報みはる」に関しまして、昨年5月、8月、11月そして今年2月の計4回発行いたしました。議会報の発行に当たっては、町民の皆さんに、手にとって読んでもらうことを第一に考え、表紙写真の拡大化、表紙写真の複数枚化・レイアウトの工夫など、町民の皆さんに関心を持ってもらえる表紙の編集に努めて参りました。

また、中身についても、わかりやすさ、読みやすさを重視し、内容の改善・紙面の充実に取り組みました。

具体的には、

- ① 従来は質疑時間によってスペースが異なっていた「一般質問」を1人1ページに変更いたしました。
- ② 一目で議案及び審議結果が分かるように、「提出議案及び審議結果」を一覧表にまとめ、賛否が分かれた場合は、議員ごとの賛否一覧を掲載いたしました。
- ③ 議会の活動を広くお知らせするため、新規に「議会活動日誌」のページを設けました。

さらに、来年度は表紙のカラー化、中身の2色化を予定していることから、更なる紙面の充実に取り組みたいと考えています。

次に、町民と議会との意見交換会について報告いたします。

今年度は、議会の初めての試みとして、当委員会が企画・運営を行い、昨年11月から12月にかけて各種団体を対象として、「町民と議会との意見交換会」を7回開催し、100名を超える町民の皆様にご参加いただきました。

意見交換会では、公共施設の整備をテーマとし新庁舎や図書館などの建設に係る議論が多かったものの、人口減少対策、子育て支援、農業振興対策、高齢者対策などについての意見・要望もあり、幅広い分野で活発な議論が展開されました。町民の皆様が普段から思っている町政に関する疑問、意見、要望など多くの生の声を聞くことができました。

最終的に、町民の皆様から寄せられた意見・要望は、全員協議会で内容を精査し、協議概要を添付して、議会からの意見・要望として町執行側に申し入れを行いました。

今後も、「議会報みはる」の編集・発行、町民と議会との意見交換会などについて、精力的に当委員会の中で協議・検討し、議会広報広聴の発展のため努力して参りたいと考えます。

以上、三春町議会広報広聴特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいま、総務・経済建設・文教厚生常任委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修対策・三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長並びに三春町議会広報広聴特別委員会副委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の正副委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○鈴木町長 長丁場の3月定例会、提案をいたしました全議案可決・同意をいただきまして誠にありがとうございます。今後は住み良いまちづくりのためにスピード感を持って、予算執行に努めて参りたいと思いますので、議員各位のご協力をお願いを申し上げましてあいさつにいたします。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成29年三春町議会3月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後3時52分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月15日

福島県田村郡三春町議会

議 長 陰 山 丈 夫

署 名 議 員 佐久間 正 俊

署 名 議 員 橋 本 善 次

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 1 号	町道路線の認定及び変更について	全 員	原案可決
議案第 2 号	三春町児童館条例を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 3 号	三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 4 号	三春町地域子育て支援センター設置条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 号	三春町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 号	三春町税条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 7 号	三春町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8 号	三春町体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 号	三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 10 号	三春町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 11 号	三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 12 号	三春町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 13 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 14 号	三春町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 15 号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
議案第 16 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	全 員	同 意
議案第 17 号	平成 28 年度三春町一般会計補正予算(第 5 号)について	全 員	原案可決
議案第 18 号	平成 28 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について	全 員	原案可決
議案第 19 号	平成 28 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について	全 員	原案可決

議案第20号	平成28年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	全 員	原案可決
議案第21号	平成28年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について	全 員	原案可決
議案第22号	平成28年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第5号)について	全 員	原案可決
議案第23号	平成29年度三春町一般会計予算について	全 員	原案可決
議案第24号	平成29年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第25号	平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第26号	平成29年度三春町介護保険特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第27号	平成29年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第28号	平成29年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全 員	原案可決
議案第29号	平成29年度三春町病院事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第30号	平成29年度三春町水道事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第31号	平成29年度三春町下水道事業等会計予算について	全 員	原案可決
議案第32号	平成29年度三春町宅地造成事業会計予算について	全 員	原案可決
議案第33号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第34号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全 員	原案可決